

## 「内閣官房セキュリティ・IT人材確保・育成計画」(概要)

内閣官房の職員は、内閣の重要政策の企画・立案・総合調整のために個々の政策ごとに各府省から出向等により賄われており、一定の任期を経ての所属府省等との異動が頻繁に行われること、所管する情報システムの大半が治安、安全保障等に係る業務に関するもので運用・管理する職員を含めシステムの詳細が明らかにできないことなどから、組織的・体系的に、情報セキュリティ・ITに係る人材確保・育成を行うことが難しいことを踏まえ、一般職員の情報リテラシーの維持・向上を主眼として「内閣官房におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定する。

内閣官房では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

### 1. 体制の整備と人材の拡充

内閣官房では、内閣総務官室がセキュリティ・ITに係る統括部局を担っているが、内閣官房職員のリテラシー向上に係る研修の拡充、内閣官房が利用する内閣府LANに係る運用業務や、人事給与業務の見直し等業務改革を含む内閣官房内の情報セキュリティ対策の強化や情報化推進の強化を重視し業務遂行体制の強化に必要な機構・定員要求等を実施。

### 2. 一般職員の情報リテラシー向上

情報システムや情報セキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため、次の研修を実施する。

- 全職員向け研修（役職別研修も含む）
- 新規異動者向け研修
- 外部研修への積極的参加
- 標的型攻撃メールに対する教育訓練

## 内閣法制局セキュリティ・IT人材確保・育成計画（概要）

平成 28 年 8 月 31 日  
改正 平成 29 年 8 月 31 日  
改正 平成 30 年 8 月 31 日  
改正 令和元年 8 月 30 日  
改正 令和 2 年 9 月 8 日  
内 閣 法 制 局

### はじめに

本計画は、内閣法制局が所管する情報システムが主に局内における小規模なシステムに限られることを踏まえ、当該システムの適切な運用管理及びサイバーセキュリティ対策を図るため、当局の組織規模・人事構成に鑑み、プロパー職員の情報セキュリティ及びITに係る能力の向上に主眼を置き、当局におけるセキュリティ・IT人材確保・育成を図ることを目的として策定するものである。

本計画については、セキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に見直しを行うこととする。

### 1 体制の整備と人材の拡充

内閣法制局は、小規模な組織であり、また、職員の多くは外部からの出向職員で構成されていることから、情報管理担当部門の体制整備・人材確保には制約がある。このことを踏まえ、同部門に配置されていないプロパー職員においても、情報セキュリティ及びITに係る知識の習得を図ることにより、当局全体の体制を強化・整備することとする。そのため、情報セキュリティ及びITに係る研修の受講等の機会の増大、内閣官房、総務省等との人材交流等について、調整を図ることとする。

#### (1) セキュリティ・ITに係る統括部局の体制の整備

サイバーセキュリティ・ITについては、情報管理担当部門のほか、局内各部局に情報セキュリティ対策に関する事務を統括する責任者を置き、統括情報セキュリティ責任者を通じて、局内全体を統括する体制を構築している。また、特定の課題が発生した場合には、局内各部局の職員をメンバーとしたプロジェクトチームを随時設置し、検討する体制を構築している。

当局における機構・定員要求については、法令審査事務又は意見事務の遂行上、セキュリティ・ITに関わる体制整備が必要となる場合に、他の諸課題（法令審査体制の整備等）への対応のための機構・定員要求との優先度を比較しつつ行っていくこととしている。

令和2年度においては、政府情報セキュリティ・IT人材対策WGによる令和2年度の機構・定員要求方針において「一部の小規模府省庁を含む、不足感が大きい府省庁（中略）については、必要な人員を確実に要求する」とされたことを踏まえ、長官総務室総務課に主に情報管理を担当する補佐1名の新規増員及び係員1名の自律的再配置を行い、セキュリティ・ITに係る事務を統括している情報管理担当部門並びに「内閣法制局LANシステム」及び「法令審査支援システム」の運用管理について必

要な体制を整備した。

今後も引き続き、サイバーセキュリティの確保やデジタル・ガバメント実行計画等に基づく取組が求められている状況等に留意し、他の諸課題（法令審査体制の整備等）との優先度を比較しつつ、セキュリティ・ITに係る機構・定員要求について検討していくこととする。

## (2) 社会的な影響の大きいシステムを所管する部局の体制の整備

内閣法制局においては、社会的な影響の大きいシステムを所管していないことから、その関係の体制の整備を図ることとはしていない。

## (3) 人材の拡充についての方針

プロパー職員は、主たる業務である法令審査事務に関する十分な知識・経験を有する必要があるほか、各種官房事務にも従事させる必要があることから、当該職員全員について、情報セキュリティ及びITに係る能力向上を図ることにより、当局全体の体制を強化・整備することとする。そのため、情報セキュリティ及びITに係る研修の受講等の機会を増大し、内閣官房、総務省等との人材交流等について調整を図ることとするほか、採用に当たっても、それらに係る知識の習得状況等を考慮することとする。

(1)のとおり、当局においては、法令審査事務又は意見事務の遂行上、セキュリティ・ITに関わる体制整備が必要となる場合に、他の諸課題（法令審査体制の整備等）への対応のための機構・定員要求との優先度を比較しつつ、セキュリティ・IT人材が所属する情報管理担当部門について検討することとしており、セキュリティ・IT人材への適切な処遇の確保については、こうした体制整備の中で、業務の特殊性・専門性等に鑑み、俸給の調整額の要求を行うことを検討する。

## 2 有為な人材の確保

内閣法制局においては、主たる業務である法令審査事務に配置することを前提とした採用を行っているところ、これに加えて、情報セキュリティ・ITに係る素養、知識の習得状況及び関係業務への意向等も考慮した採用を行うこととする。また、極めて少ないプロパー職員に対し、情報セキュリティ・IT部門に特化したキャリアパスを想定することは困難であるが、研修受講機会の増大を推進するほか、内閣官房、総務省等との人事交流等による人材の登用により、情報管理担当部門に配置されたプロパー職員への技術伝搬（OJT）等を通じて、能力の育成を図っていく。

## 3 セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

情報セキュリティ・ITに関する研修については、全職員を対象に総務省において用意する研修等を積極的に受講させるほか、情報管理担当部門に配置する職員には、内閣官房主催の研修への受講、内閣官房等から提供される情報セキュリティ・ITに係る能力向上のための各種情報の積極利用を推進することにより、人材育成を図る。

### (1) 内閣官房及び総務省において用意する研修の活用

内閣法制局においては、極めて少ない職員を、各種部門に配置せざるを得ず、特に、プロパー職員については、情報管理担当部門に長期間にわたり配置することが困難で

あること等から、個々の職員の受講実績、担当業務に求められる必要性等に応じて（情報管理担当部門の職員にあっては、より専門的な担当業務に求められる必要性も勘案して）、次のとおり内閣官房及び総務省において用意する研修の活用を図ることとする。

全職員（特にプロパー職員）について、総務省において用意する「橋渡し人材育成」に係る情報システム統一研修レベルA又はレベルBのものを、個々の職員の受講実績等に応じて、毎年度1つ以上受講させるとともに、レベルA及びレベルBを全て受講した職員及び情報管理担当部門の職員については、レベルC以上の受講についても検討する。また、情報管理担当部門の職員については、内閣官房主催の勉強会、研修等への参加を積極的に推進し、情報セキュリティ・ITに係る能力の向上を図る。

## (2) 出向

現在、総務省との人事交流により、同省情報管理部門の職員の出向を受け入れているところであるが、当局職員の内閣官房、総務省等への出向については、当局の組織規模、人事構成、人材育成の状況等を踏まえ、調整を図っていく。

## 4 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

### (1) 全体的なキャリアパス像

内閣法制局においては、その組織規模等から、情報管理担当部門に長期間配置することは困難であるが、プロパー職員全員について、情報セキュリティ及びITに係る能力向上を図ることとしており、課長級職員への昇任に際しては、情報セキュリティ・IT知識の習得状況、能力等について十分に勘案する。

### (2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

#### ① セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

#### ② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

長官総務室 課長級ポスト

プロパー職員が情報システム及びITに係る知識の習得を図ることにより、当局全体の体制が強化・整備され、職員の全体的な能力等の底上げが図られる。その職員を管理等する立場の課長級ポストへの登用については、一定程度以上の情報システム・業務改革に関する知識等を有することを十分に勘案して行うこととする。

## 5 一般職員の情報リテラシー向上

内閣法制局においては、情報システム及び情報セキュリティに関する一般職員のリテラシー向上のため、次の研修等を行うこととする。

### (1) 全職員向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ対策
- ・研修対象者：全職員
- ・受講予定者数：毎年80名程度
- ・実施時期：9月～10月頃
- ・実施方法：講義形式、資料配布

### (2) 外部研修への積極的参加

内閣官房が実施する情報セキュリティに係る勉強会等及び総務省が実施する情報システム統一研修等の受講を積極的に推進する。

- ・研修内容：情報セキュリティ、情報システム等
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：研修内容による
- ・実施時期：各研修の実施時期による
- ・実施方法：講義形式、e-ラーニング

**(3) 標的型攻撃メール訓練**

- ・研修内容：標的型攻撃メールへの対応
- ・訓練対象者：全職員
- ・実施時期：時期は不定期、複数回実施

## 人事院におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画の概要

平成28年8月31日

### はじめに

本計画は、人事院で所管する人事・給与関係業務情報システム（以下「人給システム」）や採用試験の受験申込みシステムが多くの個人情報を取り扱うシステムであることを踏まえ、セキュリティ・ITに係る統括部局及び社会的に影響の大きいシステムを所管する部局の体制を整備し、その体制を担う人材としてセキュリティ・ITの専門的知識を有する人材の確保を図ることを目的に策定。

本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、セキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行う。

### 体制の整備と人材の拡充

セキュリティ・ITに係る統括部局及び人給システムを管理運用する部局の体制の整備として、サイバーセキュリティ対策の強化と人給システムの安定的運用を重視し、必要な機構・定員要求を行う。また、サイバーセキュリティ対策のための人材拡充及び能力向上に向け、橋渡し人材の候補者については、総務省主催の研修へ参加させるほか、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」）等への出向を検討・実施する。

### セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

情報セキュリティに関する研修については、職員のリテラシー向上を図るため、新規採用職員を対象とした情報セキュリティに係るe-ラーニング研修、管理職員を対象とした情報セキュリティの確保に関する研修会、全職員を対象とした情報セキュリティに関するe-ラーニング研修を実施。

さらに、橋渡し人材の育成及びその候補者の拡充を目的として、総務省主催の情報システム統一研修等を受講させ、橋渡し人材に必要とされる能力やスキルの向上を図る。

## 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

### （１）全体的なキャリアパス像

情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策の指揮監督を行う体制を整備し、必要な知識・経験等を有する職員を確保・育成していくことを目指す。情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験、知識・能力の習得の観点及びセキュリティ・IT統括部局等の運営等の観点から、採用後のキャリアパスの一例は次のとおり。

#### ◆採用・係員

- ・研修：内閣府主催のExcel技能研修（マクロ/VBAに関すること）、総務省主催の情報システム統一研修（電子政府基礎、情報システム入門、プロジェクト管理基礎、情報セキュリティ基礎、情報システム新任者）等
- ・所属部署：情報管理室、電子化推進室、人材局試験専門官室 等
- ・出向等：NISC、各省行政部門 等

#### ◆係長クラス

- ・研修：総務省主催の情報システム統一研修（ネットワーク基礎、データベース基礎、情報セキュリティ管理）等
- ・所属部署：情報管理室情報管理専門官、電子化推進室情報システム専門官、人材局試験専門官、給与第一課情報統計官 等
- ・出向等：NISC、各省行政部門 等

#### ◆課長補佐クラス

- ・研修：総務省主催の情報システム統一研修（プロジェクト管理、シス

テム運用・保守) 等

- ・所属部署：情報管理室情報管理専門官、電子化推進室情報システム専門官、人材局試験専門官、給与第一課情報統計官 等
- ・出向等：NISC、各省行政部門 等

◆管理職

- ・研修：総務省主催の情報システム統一研修（情報セキュリティ運用、プロジェクト管理） 等
- ・所属部署：情報管理室長、電子化推進室上席情報システム専門官、人材局次席試験専門官、給与第一課上席情報統計官 等
- ・出向等：なし

◆サイバーセキュリティ・情報化審議官等

- ・研修：総務省主催の情報システム統一研修（情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術）、内閣官房主催の情報セキュリティ研修

**(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職**

情報システムやサイバーセキュリティ対策に係る部署として職員の配置が想定される主な部署・役職等は次のとおり。

**① セキュリティについて経験することが想定される課室と役職**

◆事務総局公文書監理室

- ・個人情報保護専門官

◆事務総局情報管理室

- ・室長
- ・情報管理統括専門官
- ・情報セキュリティ統括専門官
- ・情報管理専門官
- ・情報セキュリティ専門官

② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

◆事務総局公文書監理室

- ・ 室長
- ・ 公文書監理専門官
- ・ 個人情報保護専門官

◆事務総局情報管理室

- ・ 室長
- ・ 情報管理統括専門官
- ・ 情報セキュリティ統括専門官
- ・ 情報管理専門官
- ・ 情報セキュリティ専門官

◆事務総局参事官付（電子化推進室）

- ・ 参事官
- ・ 上席システム運用専門官
- ・ 上席情報システム専門官
- ・ 上席システム管理専門官
- ・ システム運用統括専門官
- ・ 情報システム統括専門官
- ・ システム管理統括専門官
- ・ システム運用専門官
- ・ 情報システム専門官
- ・ システム管理専門官
- ・ 情報システム連携専門官

◆人材局試験課

- ・ 課長
- ・ 課長補佐（試験監理・計画班）

- ・試験監理専門官
- ・試験情報専門官
- ◆給与局給与第一課
  - ・上席情報統計官
  - ・情報統計官
- ③ 事案対応、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室と役職
  - ◆事務総局公文書監理室
    - ・個人情報保護専門官
  - ◆事務総局情報管理室
    - ・室長
    - ・情報管理統括専門官
    - ・情報セキュリティ統括専門官
    - ・情報管理専門官
    - ・情報セキュリティ専門官
- ④ 一般行政事務について、特に経験をさせたい業務
  - ◆人事・給与制度の企画・立案に関する業務
  - ◆人事院の人事・給与・会計に関する実務
  - ◆人事院の事務の総合調整に関する業務

## **一般職員の情報リテラシー向上**

今後の一般職員の情報リテラシーの向上に向け、現在行っている情報セキュリティに係るe-ラーニング研修等に加え、総務省等の主催研修を積極的に受講させる。

- ◆全職員向け研修
  - ・研修内容：情報セキュリティ研修

- ・ 受講対象者：全職員
  - ・ 受講予定者：毎年600名程度
  - ・ 実施時期：10月から12月の間の一定期間
  - ・ 実施方法：e-ラーニング
- ◆ 新規採用職員向け研修
- ・ 研修内容：情報セキュリティ研修
  - ・ 受講対象者：新規採用職員
  - ・ 受講予定者：毎年10数名程度
  - ・ 実施時期：毎年4月
  - ・ 実施方法：講義形式
- ◆ 新規異動者向け研修
- ・ 研修内容：情報セキュリティ研修
  - ・ 受講対象者：新規採用職員等
  - ・ 受講予定者数：年間130名程度
  - ・ 実施時期：職員となった日から3か月以内に適宜実施
  - ・ 実施方法：e-ラーニング
- ◆ 管理職員向け研修
- ・ 研修内容：情報セキュリティ研修
  - ・ 受講対象者：新たに管理職員となった者
  - ・ 受講予定者数：毎年15名程度
  - ・ 実施時期：4月又は5月
  - ・ 実施方法：幹部職員による講義形式

#### **施行期日等**

本計画は、制定の日から施行し、令和4年4月1日までの間において実施。

以 上

## 内閣府本府セキュリティ・IT 人材育成計画(概要版)

内閣府本府が所管する情報システムは、内閣府LANが、内閣府本府のみならず、内閣官房、復興庁、個人情報保護委員会においても使用される共通基盤システムであり、その機能の維持に加え、一段と高い情報セキュリティが求められる。また、個人情報等の機微な情報を取り扱う個別業務情報システムを含む内閣府本府の各部局が運用管理する個別業務情報システムについて、情報システムの適切な運用管理、サイバーセキュリティ対策等を確保する必要がある。

しかしながら、平成27年5月には日本年金機構によるサイバー攻撃に伴う情報流出事案が発生する等、サイバーセキュリティに対する脅威は増大する中で、①セキュリティに係る人材が圧倒的に不足していること、②システム管理や業務改革に関する知識・経験を有する人材も不足していること、③一般職員の情報リテラシーも不十分であること、④内閣府本府におけるセキュリティ対策等の司令塔機能も弱体であること、⑤組織の新設・改編が頻繁に起こり、人の入れ替わりが多いこと等を踏まえ、平成28年度から令和元年度の4年間を対象として、「内閣府本府セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定したものであるが、政府情報セキュリティ・IT人材対策WG事務局からの依頼を受け、新たな方針等が示されるまで、引き続き、本計画を推進する。

### 1 体制の整備と人材の拡充

セキュリティ・ITに係るシステムを所管する部局うち「社会的な影響の大きいシステム」を所管する部局の体制の整備として、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれと一体となった業務改革等を重視し必要な定員要求等を行う。また、引き続き、人材の拡充及び能力の向上のために、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）への職員の出向、新人等に対するセキュリティ・ITに関する各種研修に関する研修の実施等を行う。

#### (1)セキュリティ・ITに係る統括部局及び所管部局の体制の整備

平成29年度機構・定員要求においては、専任のサイバーセキュリティ・情報化審議官の機構要求を実施し、承認された。

平成30年度機構・定員要求においては、沖縄総合事務局総務部情報管理官付情報セキュリティ専門職1名が承認された。

平成31年度機構・定員要求においては、サイバーセキュリティ・情報化推進室計画推進係長1名が承認された。

令和2年度機構・定員要求においては、情報システム担当専門官（再任用短時間勤務職員）1名、補佐級1名が承認された。また、地方支分部局である沖縄総合事務局において、振替要求として、情報システム管理課長1名、課長補佐1名、情報管理係長1名及び情報セキュリティ専門職1名が承認さ

れ、新規要求として、情報化推進専門職1名が承認された

## (2) 社会的な影響の大きいシステムを所管する部局の体制の整備

令和2年度機構・定員要求においては、マイナポータル企画・運用に関する業務、システムの改修等を適切に行い、安定した運用を行う体制を整備するため、補佐（行政手続等オンライン化担当）1名、一般職員（マイナポータル運用担当）1名が承認された。

令和3年度機構・定員要求においては、マイナポータルのサービス拡大に向けて、マイナポータル企画・立案及び運用、マイナポータルと各接続機関との調整に関する業務に着実に対応していく必要があることから、恒久的な事務体制を整えるため、参事官1名の時限撤廃（機構のみ）を行い、企画官1名、係長2名、係員2名（いずれも振替増）の要求を実施する。加えて、マイナンバー制度の抜本的な改善を図るため、マイナポータル改修、関係機関とのシステム連携に関する業務を新たに行う必要があることから、一時的に必要となる体制の拡充を行うため、補佐1名、係長1名（いずれも新規増）を令和3年度から7年度までの時限にて要求する。

昨今の災害の激甚化・広域化・長期化の傾向や、南海トラフ地震・首都直下型地震の発生の恐れが切迫している状況において、総合防災情報システムを活用した初動対応や、事業継続に係る取組等の重要性が高まっているため、平常時からそれらの取組を総合的にマネジメントする参事官をサポートする企画官1名を要求している。

## (3) 橋渡し人材に対する適切な処遇の確保

スキル認定に関する規定等を整備することを検討する。

マイナポータル企画・立案及び運用に関する業務を行う体制については、今後、スキル認定を受けた人材を継続的に配置することが可能となった段階で、その処遇の確保を検討する。

## (4) 人材の拡充についての方針

今後、以下に示す一定の方針の下に人材を拡充させていく。

- ① 大臣官房各課やサイバーセキュリティ・情報化推進室及び個別業務情報システムを有する部門を経験させ、府内のシステム、サイバーセキュリティ、サイバー上の課題に対する理解を深めさせる。
- ② N I S C等情報セキュリティ関係府省への出向により、情報セキュリティ等に関する業務を経験させる。
- ③ 情報セキュリティ担当者の人事異動に関しては、一定期間（約2年）を超える配置も検討する。

## 2 有為な人材の確保

I Tに関して豊富な知識・経験を有する者を採用する旨明示し、面接等の選考の段階で、候補者のセキュリティ・I Tに係る素養（前職、専攻分野、資格の取得状況など）やセキュリティ・I T関連業務への意欲を確認するなど、適

性のある人材の確保（一般職の新卒採用等では、2～3年に1名程度の採用を検討。）に努める。

「橋渡し人材」については、プロパー職員の育成を基本とするが、当面は専門的知見を有する民間経験者の採用を行う。

### 3 セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

役職段階ごとの研修受講、NISC・情報通信技術（IT）総合戦略室・総務省行政管理局・個人情報保護委員会への出向、国内外の大学院・民間企業への派遣、情報通信研究機構（NICT）が整備する人材育成施設の活用等を通じ、一定の専門性を有する人材を育成することを検討する。

#### (1)研修

内閣官房・総務省が実施する「橋渡し人材」向けの研修について、平成31年度に想定される受講者数は延48名程度を見込む。

#### (2)出向等

「橋渡し人材」として、令和2年度に想定される出向者数は、NISC、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び個人情報保護委員会へそれぞれ1名程度を見込む。

### 4 キャリアパス

#### (1)全体的なキャリアパス像

一般職について、採用後に想定されるキャリアパスの一例は以下のとおり。

##### ○ 採用・係員

- ・研修：内閣官房及び総務省が提供するレベルA、B研修
- ・所属部局：サイバーセキュリティ・情報化推進室のほか、予算・調達担当部局または個別業務情報システム運用の各部局を配置先に含める。
- ・出向等：NISC等

##### ○ 係長クラス（一般職で概ね8年目以降・・・異動状況により変動）

- ・研修：内閣官房及び総務省が提供するレベルB、C研修
- ・所属部局：サイバーセキュリティ・情報化推進室のほか、予算・調達担当部局または個別業務情報システム運用の各部局を配置先に含める。
- ・出向等：NISC等

##### ○ 補佐クラス（一般職で概ね20年目以降・・・異動状況により変動）

- ・研修：内閣官房及び総務省が提供するレベルC、D研修
- ・所属部局：サイバーセキュリティ・情報化推進室のほか、予算・調達担当部局または個別業務情報システム運用の各部局を配置先に含める。

○ 管理職（一般職で相当数年後の選考による）

- ・ 研修：内閣官房及び総務省が提供するレベルD研修
- ・ 所属部局：サイバーセキュリティ・情報化推進室

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

① サイバーセキュリティについて経験することが想定される課室と役職

- i) サイバーセキュリティ・情報化推進室
- ・ 室長
  - ・ 副室長
  - ・ 室長補佐(情報セキュリティ係)
  - ・ 係長(情報セキュリティ係)

② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

- i) サイバーセキュリティ・情報化推進室
- ・ 室長
  - ・ 副室長
  - ・ 室長補佐(情報総括係)
  - ・ 係長(情報総括係)
- ii) 個別業務情報システムのPJMO、運用担当の課室

5 一般職員のリテラシー向上

新人研修等においてセキュリティに関する各種研修、さらに、職員に対してeラーニング等による実施や、そのためのセキュリティ・IT教材の最新化等も併せて検討する。講習、自己点検、訓練、講演等については、延12,770名程度/年を見込む。特に、組織の新設・改編が頻繁に起こり、人の入れ替わりが多いことから、役職別等にかかわらず、主要な講習については、通年で受講ができる体制を整えている。

以上

## 宮内庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画（概要版）

平成28年8月31日

平成29年8月31日改定

平成30年8月31日改定

令和元年8月30日改定

令和2年9月18日改定

最高情報セキュリティ責任者（CISO）

及び情報化統括責任者（CIO）決定

### はじめに

近年の政府機関等を対象としたサイバー攻撃事案の増加等に鑑み、宮内庁においても、情報システムの運用管理と情報セキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等に取り組み、セキュリティを確保しつつ効率的な行政運営の実現を図ることが必要である。

情報システムの適切な運用管理と情報セキュリティ対策の指揮監督を行う組織については、宮内庁の情報システム数の規模（5つ）も考慮しつつ、引き続き、その強化を図る。そして、限られた体制の中でも最大限の対応ができるよう、有為な人材の確保に努め、達成すべき専門知識・能力のレベルを明確にした上で、それらを習得させるべく、適切に育成を行う。

以上を目的として、「宮内庁におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定する。

なお、本計画は、必要に応じて、適切かつ柔軟に見直しを行っていくこととする。

### 1. 体制の整備と人材の拡充

宮内庁のセキュリティ・ITに係る専任体制

平成9年度 長官官房秘書課調査企画室に情報係長を設置

平成11年度 情報係員を設置

平成19年度 情報セキュリティ対策専門官（調査企画室長補佐と兼務）を設置

平成28年度 情報技術専門官を設置（民間から登用）

平成30年度 情報セキュリティ係（係長及び係員）を設置

今後は、本計画に基づき、更なる体制の整備を進めていく。

また、人材の拡充及び能力の向上のために、セキュリティやITに係る素養のある人材の新卒採用、専門的知見を有する民間経験者の採用、セキュリティ・ITの統括部局及び関連部局への配置、内閣官房及び総務省の研修の活用等を実施する。

### 2. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

橋渡し人材及びその候補者を対象

- ・内閣官房及び総務省が提供する研修の積極的な活用

- ・橋渡し人材の育成のためには、インシデントレスポンスに関する業務経験や情報システム改革に関する業務経験は有意義であると考えられるため、これらの業務を所掌する政府部内機関への出向について引き続き実施する。
- ・CSIRT構成員については、上記育成のほか、宮内庁に対するサイバー攻撃への対処に特化した初動対応教育・訓練を行う。CSIRT構成員以外の職員であっても、CISOがふさわしいと認めた者については、その参加を認める。

### 3. 人事ルート例

#### (1) 全体的なキャリアパス像

橋渡し人材及びその候補者については、情報セキュリティ・ITの統括部局を軸に、予算担当部局、情報システム運用部局等の関連部局を経験させることによって、実践的な知見や応用力を身に付けさせ、将来的には、適性に応じて管理職ポストへの配置も行う。

#### (2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

##### ① 情報セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

###### i) 長官官房秘書課調査企画室

- ・室長，室長補佐（情報係及び情報セキュリティ係担当），情報技術専門官，情報セキュリティ係長，情報係長

##### ② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

###### i) 宮内庁情報ネットワークシステム所管

###### 長官官房秘書課調査企画室

- ・室長，室長補佐（情報係及び情報セキュリティ係担当），情報技術専門官，情報係長，情報セキュリティ係長

###### ii) 宮内庁公開システム（宮内庁ホームページ）所管

###### 長官官房総務課報道室

- ・室長，室長補佐（広報係担当），広報専門官，広報係長

### 4. 一般職員の情報リテラシー向上

一般職員の情報システム及び情報セキュリティに関するリテラシー向上のため、次の研修等を行う。

- ・新規採用職員向け研修（自習用資料及び理解度確認テストにより実施）
- ・情報セキュリティ責任者及び同副責任者向け研修（職員用端末を使用したeラーニング形式）
- ・全職員向け研修（職員用端末を使用したeラーニング形式）

# 公正取引委員会セキュリティ・IT人材確保・育成計画

平成 28 年 8 月 31 日

平成 29 年 8 月 31 日改定

平成 30 年 8 月 31 日改定

令和元年 8 月 31 日改定

令和 2 年 8 月 31 日改定

最高情報セキュリティ責任者／情報化統括責任者

## はじめに

### (1) 経緯

公正取引委員会においては、近年、情報セキュリティ及び情報システムに関する知識を習得させるため、情報システム担当部署に所属する職員を中心として、一般職員及び管理職を対象とした研修等を実施することによりセキュリティ・IT人材を育成してきた。

他方、サイバーセキュリティ対策推進会議（CISO等連絡会議）・各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 29 日）が決定され、同方針において、各府省庁の統括部局の体制の整備及び人材の拡充を行い、併せて各府省庁の一定のシステム所管部署の体制の整備及び人材の拡充を行うことが求められていることから、公正取引委員会においても、現状以上にセキュリティ・IT人材の確保・育成を行う必要がある。

### (2) 目的

本計画は、公正取引委員会で所管する情報システムにおいて、セキュリティ対策のための人材が必要であるとともに、システム管理や業務改革に関する知識・経験を有する人材が必要であることを踏まえ、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策の指揮監督をする組織の体制を担う人材として橋渡し人材等の確保を図り、もって、司令塔機能を有する体制を充実させることを目的とする。特に、橋渡し人材については、独占禁止法等の運用の知識・経験があるとともに、セキュリティ・IT関係の知識・経験を有し、公正取引委員会で所管する情報システムを熟知し、ベンダー等の外部IT事業者に当該システムに係る技術的検討等の指示ができる程度の育成を目的とする。

## 方針と取組

公正取引委員会は、本計画の着実な実施に取り組む。以下の 1. から 5. に掲げる方針の下、1 年間のセキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえて本計画の見直しを行い、別紙に掲げる取組を行う。

## 1. 体制の整備と人材の拡充

公正取引委員会では、平成 28 年度のサイバーセキュリティ・情報化参事官の新設を機に、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等について、強力な体制を整備してきたところである。引き続き、必要に応じてサイバーセキュリティ・情報化参事官の下の体制（以下「情報システム室」という。）の強化のための機構・定員の要求等を行う。

また、情報システム室及び審査局システム担当部署における人材の拡充並びに当該職員の能力の向上のために、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）等への職員の出向、職員に対するセキュリティ・ITに関する研修の実施等を行う。

### (1) セキュリティ・ITに係る統括部局の体制の整備

公正取引委員会では、セキュリティ・ITに係る統括部局の体制の整備として、必要に応じて官房総務課（統括部局兼基幹LANシステム及び公正取引委員会ホームページシステム所管部局）について、機構・定員の要求を検討する。

### (2) システム所管部局の体制整備

公正取引委員会では、セキュリティ・ITに係るシステム所管部局の体制の整備として、必要に応じて審査局システム担当部署について、機構・定員の要求を検討する。

### (3) 橋渡し人材に対する適切な処遇の確保

公正取引委員会では、セキュリティ・ITに係る統括部局の橋渡し人材（公正取引委員会の行政実務の経験・知識を有するとともに公正取引委員会ですら管する情報システムを熟知し、ベンダー等の外部IT事業者当該システムに係る技術的検討等の指示ができるような人材を含む。）及び一定のシステム所管部局の橋渡し人材に対する俸給の調整額について、要求を検討する。

### (4) セキュリティ・IT人材の拡充

現在、公正取引委員会内におけるセキュリティ・ITに関する十分な知識を持った職員（以下「セキュリティ・IT人材」という。）については十分とはいえない状況にあることから、当該人材を拡充させていく。

採用については、2. に記載のとおり、一般職として新規採用した職員の中から、橋渡し人材候補として育成していくことを視野に採用活動を行う。

育成については、現在、セキュリティ・IT人材が不足しているため、希望する職員等に、総務省や内閣官房が行う橋渡し人材育成、情報技術・情報リテラシー等の研修を受講させ、当該職員が、セキュリティ・ITに関する知識を習得し、業務上の問題点を的確に把握し、課題に対応している場合には、人事評価において高評価を行うことで、

当該知識を持った職員の能力向上と拡充を実現する。

一方、今後、橋渡し人材となる者については、公正取引委員会職員として、独占禁止法等の運用や一般行政事務に係る業務経験も必要であることから、セキュリティ・ITに関係する部署以外の独占禁止法等の運用や一般行政事務を行う部署を幅広く経験させる。

## 2. 有為な人材の確保

一般職として新規採用した職員の中から、橋渡し人材候補を育成していくことを視野に入れ、採用時の面接等でセキュリティ・ITに係る素養及び関係業務への意向を確認することとする。新卒採用により確保した人材については、OJT、出向、研修等を通じてセキュリティ・IT関係の業務処理に関する能力等の育成、適正性の有無の判断等を行うものとする。

また、橋渡し人材については、最終的には新卒採用者からの育成を基本としつつ、当面はセキュリティ・IT関係の人材の確保が必要であることから、官民人事交流の枠組みを使った採用や、民間企業等におけるセキュリティ・IT関係業務に携わった経験のある者を必要に応じて中途採用していく。なお、採用に当たっては、公正取引委員会における一般行政事務への志望のみならず、セキュリティ・IT関係業務への意向及びこれまでに経験した業務内容や資格等を確認することとする。中途採用により確保した人材については、OJT、出向、研修等を通じてセキュリティ・IT関係の業務処理に関する能力の育成に加え、研修やOJTを通じた一般行政事務についての育成も併せて行うものとする。

## 3. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

公正取引委員会では、独占禁止法等の運用を行っており、その事務処理のための公正取引委員会内ネットワーク（基幹LANシステム）、独占禁止法違反事件調査において収集した電子データを管理するための電子証拠統合管理システム等を有しており、これらのシステムの適切な運用・管理についての知識・経験を有する者が必要であることから、橋渡し人材が受講すべき研修については、総務省行政管理局が実施する情報システム統一研修、内閣官房が実施する研修等を活用し、毎年数名程度の受講を目的にそれぞれ実施していく。また、出向等については、NISC及び総務省行政管理局に職員を派遣することにより、セキュリティ・ITに関する一定の専門性を有する人材の育成を実施していくとともに、行政官国内研究員制度を活用し、セキュリティ・ITに関する高度な知識・技能の習得を希望する者をセキュリティ・IT関係の大学院に派遣する。

なお、研修及び出向によって得られた知識・経験が業務の成果に結びついた場合は、人事評価等により、セキュリティ・ITに関する能力やスキルの観点から適切に評価していく。

#### 4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

##### (1) 全体的なキャリアパス像

公正取引委員会では、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を指揮監督する体制を整備し、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験や知識・能力の習得の観点から、公正取引委員会採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

##### ◆採用・係員（採用年から6年目頃まで）

セキュリティ・ITに関する基礎的な知識・技能に関する研修を受講させる。  
所属部署については、情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

##### ◆係長クラス（6年目頃から18年目頃まで）

セキュリティ・ITに関する上位者から要求された作業が可能となる応用的知識・技能に関する研修を受講させる。

所属部署については、情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

また、NISC又は総務省行政管理局への出向や、セキュリティ・IT系の大学院への派遣を経験させる。

##### ◆課長補佐クラス（18年目頃以降）

セキュリティ・ITに関する独力で高度な作業を行うことができる専門的知識・技能に関する研修を受講させる。

所属部署については、情報システム室又は審査局システム担当部署を一度以上経験させる。

##### ◆管理職

セキュリティ・ITに関するプロジェクト創造・管理と下位者への指導・育成が可能となる高度な専門的知識・技能に関する研修を受講させる。

##### (2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

公正取引委員会において、情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

##### ① セキュリティについて経験することが想定される課室と役職

###### i) 情報システム室

- ・サイバーセキュリティ・情報化参事官
- ・課長補佐
- ・係長
- ・係員

- ii) 審査局システム担当部署
    - ・担当部署の管理職
    - ・課長補佐
    - ・係長
    - ・係員
- ② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職
- i) 情報システム室
    - ・サイバーセキュリティ・情報化参事官
    - ・課長補佐
    - ・係長
    - ・係員
  - ii) 審査局システム担当部署
    - ・担当部署の管理職
    - ・課長補佐
    - ・係長
    - ・係員
- ③ 一般行政事務について、特に経験をさせたい部署の業務及び想定される課室と役職  
独占禁止法等の違反事件審査関係業務，企業結合の審査業務，IT・デジタル分野の実態調査関係業務

## 5. 一般職員の情報リテラシー向上

公正取引委員会では、情報システム及びセキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため、次の研修を実施することとしている。

### ○全職員向け研修

- i) 情報セキュリティ強化月間eラーニング研修
- ii) 一般職員向けeラーニング研修

### ○階層別研修

以下に記載の階層別研修のほか、必要に応じ行っていく予定。

- i) 新規採用者向け研修
- ii) 総括業務新任者研修（係長級）
- iii) 新任管理職向け講習（管理職級）
- iv) 管理職向け研修（管理職級）

# 警察庁サイバー人材確保・育成計画

- 政府にあっては、情報システムとセキュリティ対策に係る体制強化を図るため、各府省庁においてセキュリティ・IT人材（橋渡し人材）に係る採用、人材育成、将来像等にわたる具体的な取組方策を策定することを決定
- 警察においては、次の人材の育成が必要
  - ◆ 橋渡し人材
  - ◆ 情報通信部門において情報通信技術関連の業務に従事する高度専門人材
  - ◆ サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官

## サイバー人材の確保

橋渡し人材



高度専門人材



サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官



警察情報通信学校等

情報通信部門

サイバーセキュリティ  
対策研究・研修センター等



学校  
研修等



技術系職員採用



互いの能力・  
知見を活用

サイバーセキュリティ対策

サイバーセキュリティ運営

サイバー犯罪捜査指揮

サイバー攻撃捜査指揮

サイバー犯罪(応用)

サイバー攻撃(応用)

サイバー犯罪・攻撃(基礎)

サイバー  
犯罪対策

サイバー  
攻撃対策

研修



# 警察庁サイバー人材確保・育成計画

## 基本的考え方

サイバー空間が国民生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間と実空間がますます融合する中、サイバー空間があらゆる犯罪に悪用され得るようになっており、今やサイバー空間の安全なくして治安は成り立たない。そのため、サイバー空間の脅威への対処機関としての警察の質的・量的な能力向上は、部門を問わず喫緊の課題となっている。同時に、効率的な警察運営の実現のためには、情報通信技術の利活用を通じ、第一線の捜査活動等様々な警察活動を支援することが不可欠であるとともに、警察が国民の信頼を得るためには、自らのサイバーセキュリティの確保が大前提であることから、警察にあってはその両立を図らなければならない。

警察庁では、警察通信、情報の管理、犯罪の取締りのための情報技術の解析等を担わせるため、従前から警察官とは別に総合職及び一般職の技術系職員を採用し、情報通信部門を中心に配置して運用してきた。また、平成28年4月には長官官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官を、情報通信局情報管理課に情報セキュリティ対策官を新設し、警察庁及び都道府県警察並びに所管法人における業務について、サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化を図るための体制を強化するなど、内部部局における体制整備に努めるとともに、警察大学校附属警察情報通信学校における教育訓練を通じて、警察が必要とする能力や高度な専門的・技術的能力を有する人材の育成・充実も図ってきた。加えて、警察がサイバー空間の脅威に関する的確な捜査活動を行うため、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターを頂点とした研修体系等の人材育成基盤を充実してきたところである。

今後は、情報通信技術が日進月歩で進展する時代の要請に応え続けるため、警察運営全体の企画から実施に至る様々な段階において、情報通信に係る知識・技術を駆使できるよう、これらの態勢の持続的強化を図るとともに、警察官と技術系職員とが互いの能力・知見を更に活用できる方策を実現し、警察の人的基盤を強化するほか、全警察職員の情報システムに関するリテラシー等の向上にも取り組む必要がある。

本計画は、上記のとおり我が国のサイバーセキュリティにおいて警察が占める位置付け及び政策課題を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模な国際行事の開催を見据え、サイバー空間も含めた治安の維持に万全を期すとともに、警察運営の更なる効率化を推進するため、警察庁におけるサイバー人材として、情報通信部門における高度な専門的知識・技能を有する人材（以下「高度専門人材」という。）及び情報通信技術に関する一定の専門性と所管行政に関する十分な知識、技能、経験を有し、高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材（以下「橋渡し人材」という。）並びにサイバー空間の脅威への対処に係る警察官の確保・育成を図ることを目的に、「警察庁サイバー人材確保・育成計画」として策定したものである。

警察庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、サイバー人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていく。

## 第1 体制の整備

警察庁では、サイバー空間の脅威への対処、情報通信技術の利活用による効率的な警察運営の実現及び自らのサイバーセキュリティの確保の両立を担う体制整備に努めているところ、昨今のサイバーセキュリティ情勢の深刻化等を踏まえた機構・定員要求を行う。

## 第2 人材の拡充

警察庁では、一般職及び総合職の技術系職員について、新卒採用に当たり、橋渡し人材・高度専門人材の候補として位置付けた採用活動を行うとともに、採用後は、情報通信部門を中心とする関係部局への配置、部内外における研修、OJT等を通じて情報通信技術に係る知識・技能向上を図りつつ、適性に応じて計画的に育成していく。

また、都道府県警察では、サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官の育成について、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日付け警察庁乙官発第13号ほか別添）を受けて策定した「サイバー空間の脅威への対処に係る人材育成方針」（平成27年12月22日付け警察庁丙総発第85号ほか別添。以下「警察人材育成方針」という。）に基づき、能力を有する者の積極的な採用・登用や職員の更なる能力向上を図る。

### 1 有為な人材の確保

#### (1) 一般職及び総合職の技術系職員

##### ア 橋渡し人材・高度専門人材の候補の採用

警察庁情報通信部門では、毎年度、一般職及び総合職の技術系職員を新卒採用により確保（平成29年度は100名程度を予定）している。特に一般職の採用活動では、管区警察局、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部（以下「地方機関」という。）において現場業務を担っている実情を踏まえ、既に確立している多様なキャリアパスを示し、応募者の勤務地や待遇に関する多様な志望に応えることで、質的・量的な水準を維持している。今後、採用時面接等において、情報通信技術に係る素養を確認するとともに、橋渡し人材・高度専門人材としての業務内容を一層丁寧に説明する。

また、情報通信技術に係る実践的な知識・技能を有する人材を確保するため、大学の学生を対象としたものに加え、高等専門学校の子生を対象とした業務説明会等を積極的に実施する。

さらに、従来から一般職国家公務員待遇として、一般職試験による採用のほか、第一級陸上無線技術士資格保有者からも採用しているところ、今後は、新たに創設された情報処理安全確保支援士資格等関連する資格の保有者からの採用等についても検討する。

加えて、高度専門人材の候補を見据え、採用の段階から突出した能力を有する人材を発掘することも重要である。現在、若年層における人材の裾野を拡大し、世界に通用するトップクラス人材を創出するため、官民を挙げて、グローバル水準の能力を競うコンテストや研究成果を発表する国際会議等が開催されており、警察庁も参画してきた。これらは、突出した能力を持ちうる人材を発掘することができる“場”としても機能することから、今後は、警察の有する高度な専門性や魅力的なキャリア形成等について情報発信するなど、一層の人材発掘に努める。

## イ 適切な処遇

警察庁では、所管する情報システムの開発・構築、サイバーセキュリティの確保、所管行政における情報化の推進、犯罪の取締りのための情報技術の解析、その他警察に係る情報通信に関する研究に関する業務分野のうち、特に高度な専門的知識・技能を要する業務については、高度専門人材を配置し担当させている。

高度専門人材は、情報通信部門の技術系職員について、地方機関における業務実績や警察大学校等における研修の成績等を通じ、特に適性の高い者を発掘するとともに、本人の志望等を尊重した上で年功序列に捕らわれず、長期特別研究制度等を通じて警察庁における高度な実務に従事させるなど、内部部局、附属機関及び地方機関ごとの特性を踏まえたキャリアパス管理を実施しながら、より高いレベルの研修や該当部署でのOJT等を通じて育成している。今後は、最新の技術に対応した研修の充実等により人材の拡充を図る。特に、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。）第2章の2（5）に基づき、セキュリティ・ITに係る業務の専門性・特殊性等を踏まえ、政府において手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価を行うこととされたことから、既に一定の人材を確保している警察庁においては、政府の取組を活用し、業務実績や保有資格に応じた諸手当の充実等処遇の改善を検討する。

また、高度専門人材のうち、全国的にみて極めて卓越した情報通信に関する能力を有する人材については、上席技術者に指定し、本人の意向を踏まえた人事配置に配慮し、高度な実務、研究開発、外部機関との交流による技術情報の共有・収集、後進の指導等を集中的に行わせるなど、その能力を最大限発揮させるような運用に努めている。指定された者は、称号及びその者の有する情報通信に関する能力を表す別号が付与され、全ての技術系警察情報通信職員の目標となっており、今後とも、こうした取り組みを通じて、技術系職員全体の士気高揚を図る。

### (2) サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官

サイバー犯罪やサイバー攻撃といったサイバー空間の脅威への対処に従事する警察官については、素養ある優秀な人材を確保するため、警察人材育成方針に基づき、都道府県警察における計画的な採用、積極的な採用募集活動及び民間事業者からの採用・登用を推進する。

## 2 人材の育成

### (1) 研修

#### ア 一般職及び総合職の技術系職員

##### ○ 学校研修

警察庁では、警察業務の特殊性を踏まえ、警察大学校附属警察情報通信学校において、一般職又は総合職として採用された全ての技術系職員に対し、情報通信部門の業務に必要な基本的な知識・技能を習得させるための研修や情報通信技術に係る特定の業務分野における高度な専門的知識・技能を習得させるための研修を実施している。今後は、講義内容の充実や短期コースの新設による入校機会の増加等を図る。

## ○ 外部委託研修等

警察庁では、一般に普及していない最新の技術に関する知識・技能等、研修環境を警察庁で用意することが困難な場合についても、必要に応じ民間企業が提供する研修や国内外の大学等学術機関に対する派遣等を通じて習得に努めており、引き続き活用を図る。

## ○ 内閣官房及び総務省において用意する研修

警察庁では、一般的なITスキルや電子政府に関するものなど、政府機関に共通する知識・技能に関する研修については、内閣官房及び総務省において用意する研修を活用している。今後は、現に統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局で勤務している職員については、本研修を積極的に活用するとともに、それら以外の職員についても、積極的な受講を推奨する。

## ○ その他

警察庁では、警察庁CSIRTの対処能力向上を図ることを目的とした実践的訓練を毎年実施している。

## イ サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官

サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官については、警察人材育成方針に基づき、警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センター、警察庁内部部局、管区警察局及び都道府県警察における研修を活用するほか、情報通信技術に係る高度な専門性を有している民間事業者、大学等の学術機関等による講義・研修や民間事業者等への派遣を図ることにより、人材を育成する。

また、人材の裾野の拡大等のため、警察庁において、平成29年度以降、研修体系の見直しを図る。

## (2) 配置

### ア 一般職及び総合職の技術系職員

#### ○ 部内配置

実践的な知識・技能を習得する上では、OJTは不可欠である。特に、知識・技能の陳腐化を避けるため、実務に従事することは重要である。その際、橋渡し人材については、情報通信部門の経験に加えて、情報システムが運用される業務の主管部門の経験を必要とする一方、高度専門人材については、高度な実務に没頭できる環境を必要とするなど、職員個人の将来の人材像に留意して配置しなければならない。

そのため、警察庁では、総合職及び一般職の技術系職員について、採用後のキャリアアップの過程において別紙のとおり、全国の情報通信部門を中心に、都道府県警察、他省庁等の関連部署への組織・部門横断的な人事配置を実施し、技術担当としての様々な経験を積ませることで、情報システムの開発・構築やサイバーセキュリティの確保に関係する知識・技能を組織的に習得させている。引き続き、本人の年次、適性、勤務希望、関係部署からの要望等を踏まえて配置するポストを総合的に判断するとともに、OJT、自己研鑽を支援するツールの導入についても検討していく。

## ○ 人事交流

現在、警察庁では、橋渡し人材及び高度専門人材について、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターや内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室に対し、職員を出向等させている。

こうした場において、セキュリティ・ITに関わる職員が府省庁の垣根を越えて触れ合うことは、職員個人の人的関係や視野の広がり等において有益な効果を見込めることから、引き続きこれら機関との人事交流についても活用を図る。

## イ サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官

サイバー空間の脅威への対処に従事する警察官については、警察人材育成方針に基づき、都道府県警察において、職員のサイバー関連部署への勤務希望、情報通信技術に関する知識・技能、保有資格等を組織的に把握するとともに、人材の育成に配意して部門横断的に人材を配置するなど、キャリアパス管理を推進する。

## 3 全警察職員のサイバーリテラシーの向上

警察庁及び都道府県警察では、全警察職員の情報セキュリティ及び情報システムに関するリテラシー向上のため、警察大学校、管区警察学校、都道府県警察学校等において、採用時、昇任時、各部門任用時等に情報セキュリティ対策に関する研修を実施する。

また、平成5年度から継続して実施している警察職員の情報処理能力についての検定により、警察における情報セキュリティポリシーを始めとした情報処理に係る法令・規程に関する知識や情報システムの操作に関する知識・技能を検定し、全警察職員のリテラシー向上を図るほか、上級の区分においてシステムの設計・開発・監査等に係る知識・技能を検定し、情報通信技術に係る人材の拡大を図る。

さらに、国民からの要望、相談等の警察業務において、サイバー空間の脅威についての適切な理解に基づいて対応することが求められていることから、警察庁及び都道府県警察において、警察人材育成方針に基づき、全警察職員を対象としたサイバー空間の脅威の情勢等に関する講演や採用・昇任時研修を実施するなどにより、全警察職員のサイバー空間の脅威への対処に係る知識の底上げを図る。

加えて、情報システムの取扱いやサイバー空間の脅威の情勢等に関する分かりやすい執務参考資料を作成し、職員へ配布するとともに、いつでも参照できるよう掲示板に掲載するなど、全警察職員の情報セキュリティ意識の醸成等を図る。



# 個人情報保護委員会セキュリティ・IT人材確保・育成計画（概要）

令和2年10月6日

## はじめに

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として平成28年1月に設置された、高い独立性を有する監視・監督機関である。具体的な業務として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報を指す。以下同じ。）の取扱いに係る監視・監督及び個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づく個人情報の取扱いに関する監督を行うほか、こうした業務を支えるための情報システムの整備・運用を行うものである。

このような監視・監督機関としての性格及び業務内容、また、AI・IoT等の技術の進展が個人情報保護に与える影響の増大から、事務局職員のうち一定の職員には、情報セキュリティ・ITの知見が必要不可欠である。

そこで、委員会で所管する上記業務の適切な遂行及び情報システムの適切な整備・運用が、特定個人情報の適正な取扱いの確保及び個人情報の利活用・保護の推進のために必要不可欠であることを踏まえ、情報システムの適切な整備・運用と特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等を行う組織として、委員会内の体制を整備し、その体制を担う人材としてセキュリティ・IT人材の確保を図ることを目的に、以下のとおり「個人情報保護委員会セキュリティ・IT人材確保・育成計画」として策定するものである。

委員会では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、毎年度末にセキュリティ・IT人材の確保・育成状況等をフォローするとともに、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

## 1. 体制の整備と人材の拡充

委員会では、情報セキュリティ・ITに係る統括部門（委員会内の情報システムの整備・運用の全体管理等）及び上述の業務を適切に遂行するための部門（特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等）の体制の整備として、セキュリティ・IT人材の確保を重視し必要な機構・定員要求を行う。また、人材の拡充及び能力の向上のために、委員会で新たに採用した職員を中心に情報セキュリティ・IT関係の講座を有する大学及び大学院への派遣、諸外国の個人情報保護機関への派遣の

ほか、委員会事務局職員に対する情報セキュリティ・ITに関する研修の実施等を行う。

## 2. 有為な人材の確保

毎年度、新規採用職員について技術系（電気・電子・情報）職員を含め、5名程度確保し、橋渡し人材候補者として育成していくこととする。新規採用した職員については、研修等を通じて情報セキュリティ・ITに関する能力等の育成、適正性の有無の判断等を行うものとする。

また、橋渡し人材については、最終的には新規採用職員からの育成を基本としつつ、当面は特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等業務におけるシステム面での分析関係業務に知見を有する人材の確保が必要であることから、民間企業等における情報セキュリティ・IT関係業務に携わった経験のある者を必要に応じて任期付職員や非常勤職員、さらには中途採用職員として採用していく。なお、採用に当たっては、委員会における一般行政事務への志望のみならず、情報セキュリティ・IT関係業務への意向及びこれまでに経験した業務内容や資格等を確認することとする。

## 3. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

### (1) 研修

委員会における橋渡し人材の候補者向けに、以下のとおり研修を実施する。

情報システムに関する研修については、総務省が実施する情報システム統一研修を活用するとともに、委員会においても自ら研修等を行い、委員会で新たに採用した職員は全員が、他府省からの出向職員は本人の知識及び技能の程度、保有する資格並びに業務上の必要性及び優先度を踏まえて受講する。

情報セキュリティに関する研修については、情報システム統一研修及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター等が実施する研修を活用するとともに、委員会においても自ら研修等を行い、委員会で採用した職員は全員、他府省からの出向職員は本人の知識及び技能の程度、保有する資格並びに業務上の必要性及び優先度を踏まえて受講する。

### (2) 出向等

委員会では、情報システムの適切な整備・運用と特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等のために、情報セキュリティ・IT及び特定個人情報についての知識・経験を有する者が必要である。他方、委員会で新たに採用した職員については、係長級昇任時等をめどに、情報セキュリティ・ITに関する実践的な業務を経験させるため、他府省等に出向させる人事企画を検討する。

また、新規採用職員については、本人の希望や適性を踏まえて、情報セキュリティ・IT 関係の講座を有する大学及び大学院へ派遣する。さらに、情報セキュリティ・IT 関係の業務を行っている監査法人等の民間企業への出向等についても、検討を行っていくこととする。

#### 4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

##### (1) 全体的なキャリアパス像

委員会では、情報システムの適切な整備・運用と特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等の体制を整備し、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした経験や知識・能力の習得の観点から、委員会事務局採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

##### ◆採用・係員（採用～5年目頃）

- ・ 研修：情報セキュリティ・ITに関する基礎的な研修
- ・ 所属部署：委員会事務局各係
- ・ 出向等：情報セキュリティ・IT関係の講座を有する  
大学及び大学院等での講座受講、国際機関等

##### ◆係長クラス（6年目頃）

- ・ 研修：情報セキュリティ・ITに関する実務的な研修
- ・ 出向等：他府省等、国際機関等

##### ◆課長補佐クラス（15年目頃）

- ・ 研修：マネジメントに関する研修
- ・ 出向等：他府省等、国際機関等

##### ◆管理職

- ・ 研修：マネジメントに関する研修

##### (2) キャリアパス関係

委員会において、情報システムや特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等に関係する部署として職員配置が行われる部署・役職等は次のとおりである。

##### ① 特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督

##### i 特定個人情報関係

事務局総務課（監視・監督担当）（企画官、補佐、係長）

事務局参事官室（システム担当）（参事官、企画官、補佐、係長）

##### ii 個人情報の取扱い（iを除く。）に係る監督に関係

事務局参事官室（PD担当）（参事官、企画官、補佐、係長）

② 情報システム関係

i 情報システム関係

事務局総務課（情報システム担当）（調査官、補佐、係長）

③ 一般行政事務関係

i 事務局総務課（人事担当・会計担当）（企画官、補佐、係長）

**5. 一般職員の情報リテラシー向上**

委員会は、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務とする組織であることから、情報システムの整備・運用又は特定個人情報に係る情報セキュリティに関する監視・監督等業務に従事しない職員であっても、情報システム及び情報セキュリティに関する基本的な知識及び技能を習得して業務に従事することが不可欠である。

このため、一般行政職員の情報リテラシーの向上を図る観点から、次の研修を実施するものとする。

○ 新入職員・転入職員向け研修

- ・ 研修内容：情報セキュリティについて
- ・ 受講対象者：新入職員・転入職員
- ・ 実施時期：新入又は転入後なるべく速やかに
- ・ 実施方法：職員による講義形式、資料配付

○ 全職員向け研修

- ・ 研修内容：情報セキュリティ研修
- ・ 受講対象者：全職員
- ・ 実施時期：通年
- ・ 実施方法：情報セキュリティ担当職員による講義形式、資料配付

## カジノ管理委員会セキュリティ・IT人材確保・育成計画（概要版）

令和 2 年 9 月 2 4 日  
最高情報セキュリティ責任者  
及び情報化統括責任者決定

### はじめに

カジノ管理委員会は、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）に基づき、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務として令和 2 年 1 月に設置された。

カジノ管理委員会では、令和 2 年 3 月から基幹業務システムであるカジノ管理委員会 LAN システムの運用を開始するとともに、今後、カジノ事業の監督等に必要なシステムを構築する予定であり、セキュリティ・IT 人材をより一層確保・育成する必要がある。

カジノ管理委員会では、本計画の着実な実施に向けて取り組むとともに、サイバーセキュリティ・IT 人材の確保・育成状況や今後の情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行うこととする。

### 1. 体制の整備と人材の拡充

#### (1) セキュリティ・IT に係る統括部局及び情報システムを所管する部局の体制整備

カジノ管理委員会では、現在、基幹業務システムであるカジノ管理委員会 LAN システムを運用している。また、監督業務等においては、今後、入退場管理システムや背面調査支援システム、電子納付システムの構築を予定している。

こうしたシステムの構築・運用や情報セキュリティに関する業務については、総務企画部企画課が所管している。

こうした業務の状況を踏まえ、引き続き、所要の人員を配置し、必要な体制の整備を図ることとする。

#### (2) 橋渡し人材に対する適切な処遇の確保

カジノ管理委員会では、カジノ管理委員会 LAN システムを運用するとともに、今後、入退場管理システム及び背面調査支援システム、電子納付システムの構築を予定している。こうしたシステムの構築・運用や情報セキュリティに関する業務には、IT、セキュリティに関する高度な知識や、障害の発生・サイバー攻撃等に対する迅速・適切な対応が求められる。こうした業務の特殊性・専門性等を踏まえ、研修の受講歴や業務経験等から、一定のスキルを有する者を当該業務に充てるとともに、当該業務に従事する者に対して一定の給与上の評価を行うため、橋渡し人材（民間の高度専門人材と一般行政部門との橋

渡しとなるセキュリティ・IT人材をいう。以下同じ。)に対する「俸給の調整額」の要求を行う。

## **2. 有為な人材の確保・育成**

橋渡し人材やその候補者に対して、総務省が実施する情報システム統一研修及び内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）等が実施する研修を活用し、人材育成に努める。

また、民間企業等における情報セキュリティ・IT関係業務に携わった経験のある者のうち、情報セキュリティ又はWEBシステムやクラウドシステムを含む情報システムの利用、開発、運用等に十分な経験や知見を持つ人材について、必要に応じて任期付職員や非常勤職員、さらには中途採用職員として採用していく。

## **3. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム**

カジノ管理委員会では、橋渡し人材やその候補者が受講すべき研修については、総務省が実施する情報システム統一研修等を活用するとともに、情報セキュリティに関する研修については、NISCの研修会等を活用し、人材育成に努める。

## **4. 一般職員の情報リテラシー向上**

一般職員についても、その業務等の中でシステムの機能を理解し、活用するとともに、サイバーセキュリティについて高い意識を持つことが重要である。そのため、カジノ管理委員会では、情報システム及び情報セキュリティに関する一般職員等のリテラシー向上のため、次の研修を実施する。

### (1) 全職員向け研修

ア 研修内容：情報セキュリティ研修

イ 受講対象者：全職員

ウ 実施時期：第3四半期

### (2) 転入者向け研修

ア 研修内容：情報セキュリティ関係規定、情報セキュリティ対策等

イ 受講対象者：新規転入者

ウ 実施時期：随時

### (3) 標的型攻撃メール訓練

ア 研修内容：標的型攻撃メール対処訓練

イ 受講対象者：全職員

ウ 実施時期：不定期（複数回）

# 〔消費者庁〕 セキュリティ・IT人材確保・育成計画 概要版

## 1. 体制の整備と人材の拡充

消費者庁では、サイバーセキュリティ・情報化を担当する統括部局において、「サイバーセキュリティ対策」及び「情報システムの適切な運用・管理」の更なる強化が必要不可欠なことから、「セキュリティ・ITに係る人材の確保と育成」の体制整備を的確に実施するため、現在の担当組織体制の強化を図るため必要な機構定員要求を行う。また、人材の拡充及び能力の向上のために今後の計画期間において、任期付職員の採用等、即戦力を重視した人材の確保に重点を置くとともに、政府機関等への職員の出向や、研修への参加などにより、セキュリティ・ITに係る職員のスキルアップを行う。

## 2. 有為な人材の確保

消費者庁は、平成21年に設置された新しい官庁であり、現在のところ採用職員も少ないことに鑑み、新規採用職員の確保、中期的な人事ローテーションを通じた「セキュリティ・IT関係」の橋渡し人材の育成、即戦力となる中途採用および任期付職員の確保を通じて、セキュリティ・IT人材の確保・育成を行う。

## 3. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

消費者庁では、「セキュリティ・IT部門」の職員のみならず各部局の一般職員については、「総務省行政管理局の情報システム統一研修」を積極的に活用し、毎年25（人・回）以上の受講を目指す。また、セキュリティ対策に関する研修については、内閣官房（NISC）が行っているCSIRT要員に関する研修等を担当者全員の参加を目指す。

また、消費者庁採用職員の出向等については、政府機関等へ定期的に派遣することとし、関係機関との調整等を行うこととする。

なお、研修によって得られた成果は、関係資格取得を積極的に目指すなど、研修で習得した専門能力やスキルについて持続し、業務に活用されるようにフォローを行っていく。

# 復興庁におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画【概要版】

平成 28 年 8 月 31 日

最終改正 令和元年 8 月 30 日

## ●はじめに

本計画は、復興庁の組織の特殊性を鑑み、復興庁が所管する情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を切れ目なく継続的に実施するための体制の強化を図るため、サイバーセキュリティ・情報化を担当する職員の体制を強化し、その体制を担う人材の確保・育成を図ることを目的に、以下のとおり「復興庁におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画」として策定したものである。

復興庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、セキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

## ●体制の整備と人材の拡充

復興庁では、サイバーセキュリティ対策を切れ目なく継続的に実施するための体制の確保に向け、必要な機構・定員要求等を行う。また、復興庁においてサイバーセキュリティ・情報化に関する業務に従事する職員に対し、セキュリティ・ITに関する研修へ積極的に参加させることにより、人材の拡充を図ることとする。

## ●セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

復興庁においてサイバーセキュリティ・情報化に関する業務に従事する職員に対し、総務省が主催する情報システム統一研修に参加させるなど、当該業務に従事する職員の能力の向上を図っていく。

## ●一般職員の情報リテラシー向上

復興庁では、セキュリティ・ITに関する一般職員の情報リテラシー向上のため、以下の研修を実施する。

### ○全職員向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ関係規程、情報セキュリティ対策等の理解
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：毎年 500 名程度
- ・実施時期：毎年 5～6 月頃
- ・実施方法：e-ラーニング形式

### ○転入者向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ関係規程、情報セキュリティ対策等の理解
- ・受講対象者：新規転入者

- ・受講予定者数：毎年 100 名程度
- ・実施時期：随時
- ・実施方法：e-ラーニング形式

○課室情報セキュリティ責任者向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティに係る責任者の責務と役割
- ・受講対象者：課室情報セキュリティ責任者
- ・受講予定者数：毎年度 30 名程度
- ・実施時期：毎年 5～6 月頃
- ・実施方法：e-ラーニング形式

○全職員向け標的型攻撃メールに対する教育訓練

- ・訓練内容：標的型攻撃の模擬メールを受信した職員の対応確認
- ・訓練対象者：全職員
- ・訓練想定数：毎年 500 名程度
- ・訓練時期：年 3 回程度
- ・実施方法：外部委託

# 復興庁におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画【概要版】

平成 28 年 8 月 31 日

最終改正 令和 2 年 9 月 18 日

## ●はじめに

本計画は、復興庁の組織の特殊性を鑑み、復興庁が所管する情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を切れ目なく継続的に実施するための体制の強化を図るため、サイバーセキュリティ・情報化を担当する職員の体制を強化し、その体制を担う人材の確保・育成を図ることを目的に、以下のとおり「復興庁におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画」として策定したものである。

復興庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、セキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

## ●体制の整備と人材の拡充

復興庁では、サイバーセキュリティ対策を切れ目なく継続的に実施するための体制の確保に向け、必要な機構・定員要求等を行う。また、スキル認定に関する規定の整備を実施する予定はないが、復興庁においてサイバーセキュリティ・情報化に関する業務に従事する職員に対し、セキュリティ・ITに関する研修へ積極的に参加させることにより、人材の拡充を図ることとする。

## ●セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

復興庁においてサイバーセキュリティ・情報化に関する業務に従事する職員に対し、総務省が主催する情報システム統一研修に参加させるなど、当該業務に従事する職員の能力の向上を図っていく。

## ●一般職員の情報リテラシー向上

復興庁では、セキュリティ・ITに関する一般職員の情報リテラシー向上のため、以下の研修を実施する。

### ○全職員向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ関係規程、情報セキュリティ対策等の理解
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：毎年 500 名程度
- ・実施時期：毎年 8～9 月頃
- ・実施方法：講義形式

### ○転入者向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ関係規程、情報セキュリティ対策等の理解

- ・受講対象者：新規転入者
- ・受講予定者数：毎年 100 名程度
- ・実施時期：随時
- ・実施方法：講義形式又は e-ラーニング形式

○課室情報セキュリティ責任者向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティに係る責任者の責務と役割
- ・受講対象者：課室情報セキュリティ責任者
- ・受講予定者数：毎年度 30 名程度
- ・実施時期：毎年 8～9 月頃
- ・実施方法：講義形式

○全職員向け標的型攻撃メールに対する教育訓練

- ・訓練内容：標的型攻撃の模擬メールを受信した職員の対応確認
- ・訓練対象者：全職員
- ・訓練想定数：毎年 500 名程度
- ・訓練時期：年 3 回程度
- ・実施方法：外部委託

# 総務省セキュリティ・IT人材確保・育成計画（概要）

## はじめに

総務省においては、平成19年度の「行政機関におけるIT人材の育成・確保指針」（平成19年4月13日CIO連絡会議）、同20年度の「電子政府推進計画」（平成20年12月25日CIO連絡会議）等を受け、「総務省電子政府推進計画」（平成20年3月28日総務省行政情報化推進委員会）及び「総務省デジタル・ガバメント中長期計画」（令和2年3月31日総務省行政情報化推進委員会改定）を策定し、行政ICT化の更なる推進とともに、「総務省情報セキュリティポリシー」（令和2年4月1日総務省情報セキュリティ委員会改定）を策定するなどサイバーセキュリティ対策を通じて安全・安心なICT環境や体制・人材の充実強化に向け、着実に取り組んできたところである。

政府全体を巡る状況としては、平成27年に日本年金機構において、標的型メール攻撃によって大量の個人情報流出する事案の発生等外部からの攻撃が増加し、厳しさを増している。また、平成29年のマイナンバー（社会保障・税番号）の情報連携開始に向け、情報システムの安定的な運用やサイバーセキュリティの確保が急務となった。そうした中、政府全体の方針として、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部）が策定されたことを受け、省内外の一般行政を支え、国民サービスの提供の基盤となる情報システムを所管する総務省においても、平成28年8月31日に「総務省セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定した。本計画においては、平成28年度から令和2年度までの5年間を見据え、今後の展望や研修等の充実に向けた具体的な取組方針について示している。

本計画については、セキュリティ・IT人材の確保・育成に関する進捗等を踏まえ、必要に応じて結果を評価し、PDCAサイクルに基づき、適切かつ柔軟に見直しを行っていくこととしており、今般、情勢の変化を踏まえ、所要の見直しを行うものである。

## 1. 体制の整備と人材の拡充

総務省は、行政運営の改善、地方行財政、情報通信など、国家の基本的仕組みに関わる諸制度を支える社会的な影響の大きい情報システムを所管しており、このような重要な情報システムについては、安定性・継続性のある管理・運用が不可欠である。また、内閣官房情報通信技術総合戦略室や内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターと連携しつつ、政府全体のICT化、サイバーセキュリティの確保、業務改革等に係る施策を推進するという制度官庁としての役割も有している。

総務省においては、従前よりCIO補佐官や最高情報セキュリティアドバイザーを活用し、行政の情報化及びサイバーセキュリティの確保のための取組を行ってきたところである。それに加え、平成28年度からサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置するとともに、当該審議官の司令塔機能・統括機能を支える統括部局として、平成29年度に従前の大臣官房企画課情報システム室を、サイバーセキュリティ・情報化推進室に改組し、サイバーセキュリティ対策担当を増員するなど、体制の強化を図った。今後更に高度化・増加すると

予想される業務に対応していく上では、人材の確保・育成や更なる体制の強化が課題となる。

このため、統括部局及び情報システム所管部局等について、必要性を踏まえて機構・定員要求を行うとともに、情報システムの企画・管理・運用やサイバーセキュリティに関する専門知識を有するだけでなく一般行政全般に係る知識・能力を有し、意思決定を行う者を技術面・実務面から適切にサポートできる職員（以下「橋渡し人材」という。）を十分に確保・育成していくため、採用活動や研修プログラムの充実を図る。あわせて、一般職員についても、その役割に応じた知識・経験を有していることが求められるため、総務省職員として必要な情報システム及びサイバーセキュリティに係る基本的事項について研修を行い、省全体としてのレベル向上を図る。

また、統括部局及び情報システム所管部局双方での企画・管理・運用業務の経験、他府省への職員の出向、民間企業（サイバーセキュリティ・ICT 関係企業等）との人事交流等を継続して実施することにより、より実践的な知識・経験を有する人材の育成に努める。

#### （１）人材の拡充についての方針

現状では情報システム部門の業務は一部の当該部門での経験が長期に渡る職員に集中する傾向にある。一方で、当該部門での経験が浅い職員は情報システム部門に配属されても今後長期にわたって当該部門で登用されることを想定せず、資格の取得や研修の受講等積極的な能力向上へのインセンティブが十分でない。そこで、幅広い職員が情報システム分野に配属されるとともに、その後も計画的に情報システム分野とその他部門を交互に経験させ、情報システム部門で得られた知見や能力が人事ローテーションの中で発揮されるよう配慮する。加えて、このような取組を広く省内職員に周知することで、当該部門に配属された職員の資格や研修へのモチベーションの向上を図り、橋渡し人材の確保に努める。あわせて、採用についてはサイバーセキュリティや ICT に係る素養及び関係業務への意向を意識した採用活動を行うほか、必要な研修の実施等を通じ、総務省における人材の拡充を図ることとする。

なお、現在は、体制整備の過渡期であるため、有為な人材の確保・育成が安定的かつ恒常的に行える状況にはないが、今後は、上記のとおり所要の体制を整備するとともに、安定的かつ恒常的に有為な人材の確保・育成を目指すこととする。

今後目標とすべき職員のスキルレベルの例を以下に示す。

##### （情報システム所管部局及び統括部門の幹部職員）

- ・ ICT に関する最新の動向や知見を有し、省内情報システムに対して適切な指導・助言ができる者
- ・ サイバーセキュリティマネジメントに精通し、情報セキュリティインシデント発生時に、適切な判断・指示が行える者

##### （上記両部門の担当職員レベル）

- ・ 情報システムに関する知識を十分に持ち、情報システムの企画・管理・運用に当たり、委託先企業職員とも対等に議論ができる者

- ・ サイバーセキュリティに関する知識を持ち、情報セキュリティインシデントの未然防止、発生時の適切な対応が行える者  
(その他部局も含めた一般職員)
- ・ 職業人が共通に備えておくべき ICT に関する基礎的な知識を有する人材

## (2) 適切な処遇の確保について

令和2年度要求においては、総務省の府省重点プロジェクトを担当する役職には、セキュリティ・ITに係る業務の専門性・特殊性等を考慮し、研修の受講歴や業務経験等から一定のスキルを有する者を充て、手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価を行うべく、「俸給の調整額」の要求を行った結果、3ポストで認められた。また、「総務省橋渡し人材スキル認定実施規程」に基づき、関係部局とも調整の上、順次スキル認定を実施している。

## 2. 有為な人材の確保

橋渡し人材について、現在総務省において抱える職員には、既述のとおり今後の人事ローテーションや出向、研修等を通じて確保・育成していくこととするが、あわせて、新規採用の場においても有為な人材の確保・育成に努める。

新規採用については、総務省としては既に情報通信部門等における採用時点で技術面を重視した人材の確保を行っているが、これとは別に、毎年度、採用時の面接等でサイバーセキュリティや ICT に係る素養及び関係業務への意向が確認できた者を、情報システム及びサイバーセキュリティ分野における橋渡し人材候補として定員の枠内で数名採用する。

採用により確保した人材については、計画的に内閣官房情報通信技術総合戦略室や内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターといった他府省の情報部門へ出向させたり、研修への参加を促したりする。

また、その他の職員について、通常業務の過程で情報システム関係業務への素養が認められたり、人事面談等適宜のタイミングで関係業務への意向が確認されたりした場合には、情報部門での育成に重点を置くことを可能とする。

## 3. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

総務省では、橋渡し人材の育成に関する研修について、サイバーセキュリティ対策、情報システムの企画・管理・運用について様々なスキルを身につけるため、総務省行政管理局による研修プログラムを活用している。令和元年度受講実績は各コースとも目標数は達成しているため、引き続き、積極的な周知及び受講を促進し、更なる受講者数の拡大を目指していく。

現状としては、係長時に受講することを想定している研修及び課長補佐時に受講することを想定している研修が、いずれも大幅に増加している。これは、これまでのセキュリティ・IT人材育成支援プログラムに関する周知や受講促進に係る取組の成果であり、平成30年度までに研修を受講した職員が、受講したレベル以上の研修を受講していると考えられる。また、情報システムやサイバーセキュリティを扱う総務省職員として最低限身につけ

ておくべき内容が含まれている研修について、引き続き、業務に必要な情報分野の応用的知識を身につける際の前提として、職員の採用時の一律受講を促していく。

総務省は、前述のとおり社会的な影響の大きい情報システムを所管する部局を有することに加え、政府全体の電子化を担う行政管理局を有することもあり、従来からサイバーセキュリティや ICT に関する専門知識や政策において幅広く知識を有する職員が関係機関に出向することで、当該機関の業務に貢献するとともに、継続的にこうした人材を確保・育成するため、内閣官房情報通信技術総合戦略室、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局といった他府省の情報部門への職員の派遣を積極的に行っている。これにより、当該職員について、関係業務への知識・経験が身につくだけでなく、出向を終えた職員が再び省内情報部門に復帰した際には、出向経験のある他府省の情報部門との連携がスムーズになるなど、付随した効果も想定されるため、今後も職員数の拡大を図るとともに、他府省に加え、国立研究開発法人情報通信研究機構やサイバーセキュリティ関連民間企業への出向等を、様々な職員が経験できるよう配慮する。

また、政府全体のセキュリティ・IT 人材育成の観点から、平成 29 年度より各府省からの出向者を受け入れている部局もあり、各府省で経験する機会が限られている、情報システムの企画・開発から運用・インシデント対応まで、情報システム従事者に必要な業務を一貫通貫で経験する場を提供することにより、政府全体の人材育成に貢献している<sup>1</sup>。

#### 4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

##### （1）全体的なキャリアパス像

総務省では、情報システムの適切な企画・運用・管理とサイバーセキュリティ対策の指揮監督する体制を整備し、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する経験や知識・能力の習得の観点から、総務省採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

##### ◆採用・係員（採用から 7 年目途）

- ・研修：情報システム統一研修及び情報システム研修会の受講
- ・所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局係員

##### ◆係長クラス（採用から 8 年以降）

- ・研修：情報システム統一研修の受講
- ・所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局係長・主査・専門職
- ・出向：内閣官房情報通信技術総合戦略室や個人情報保護委員会事務局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの係長・主査等

##### ◆課長補佐クラス（採用から 15 年以降）

<sup>1</sup> 出向期間中には、業務経験だけでなく、行政管理局で実施している情報システム統一研修のうち、橋渡し人材のスキル認定に必要な全てのコースを修了できるようにプランを立てて育成に取り組んでいる。更に、出向者の育成に当たっては、各府省の意向を的確に反映させる観点から、出身府省には、年に 2 回訪問し、業務状況や研修の受講状況、今後の育成方針の相談を実施している。

- ・所属部署：大臣官房企画課ほか情報システム関係部局課長補佐・専門官
- ・出向：内閣官房情報通信技術総合戦略室や個人情報保護委員会事務局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの参事官補佐等

◆管理職（適性に応じて）

- ・所属部署：情報システム関係部局室長・課長
- ・出向：内閣官房情報通信技術総合戦略室や個人情報保護委員会事務局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターの参事官や企画官等

◆サイバーセキュリティ・情報化審議官

- ・研修：サイバーセキュリティ・情報化審議官等研修

（２）キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

総務省において、情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として職員の配属が想定される部署等は次のとおりである。

① セキュリティについて経験することが想定される課室

- 大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室・個人番号企画室
- サイバーセキュリティ統括官室
- 行政管理局行政情報システム企画課・情報システム管理室
- 行政管理局管理官室（業務・システム改革総括、システム調整班・政府情報システム基盤担当）
- 情報流通行政局情報流通振興課（管理係、システム計画係）
- 総合通信基盤局電波利用料企画室（システム計画係・システム運用係）

② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

- 大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室・個人番号企画室
- 行政管理局行政情報システム企画課・情報システム管理室
- 行政管理局管理官室（業務・システム改革総括、システム調整班）
- 情報流通行政局情報流通振興課（管理係、システム計画係）
- 総合通信基盤局電波利用料企画室（システム計画係・システム運用係）

③ 事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室と役職

- 大臣官房総務課
- 消防庁

5. 一般職員の情報リテラシー向上

行政の ICT 化及びサイバーセキュリティの確保については、情報システムを所管する部門や省の統括部門における人材の確保・育成のみでは不十分であり、一般職員においても、日々の業務において利用できるシステムの機能を理解し、サイバーセキュリティに関する高い意識や知識を持つことが、効率的かつ安全な行政運営のために重要である。特に、日常的な業務で利用するインターネット閲覧時やメールの使用時にも、マルウェア感染等の危険は潜んでおり、未然防止のための取組、万が一、感染が確認された場合の対応など、身につけるべき知識は多い。そこで、総務省では、情報システム及びサイバーセキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため、今後も次の研修を実施する。

○総務省情報セキュリティポリシー教育・自己点検

- ・研修内容 : 情報セキュリティについて、総務省職員として遵守すべき基本的事項について（年1回内容更新）

○標的型メール訓練①

- ・研修内容 : 各職員の不審なメールへの対応能力を向上させるため、標的型メールを装った訓練メールを各職員のメールアドレスに送付。添付ファイルを開封等した者に対しては追加訓練を行い、追加訓練の開封者に対してはセキュリティ講習(座学)を実施

○新規採用職員への研修

- ・研修内容 : 総務省職員として、業務上利用する情報システム及びサイバーセキュリティに関する基本的事項

## 法務省におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画（概要）

### はじめに

今日、法務省が担うべき施策は、観光立国実現に向けた出入国手続の迅速化・円滑化，世界一安全な日本創造のための再犯防止対策の強化，震災復興支援や社会保障・税に関わる番号制度への対応等のための登記インフラの充実を始めとして，国民生活に密接に関連する広範な分野に及び，法務行政が果たすべき使命は，ますます重要なものとなっている。他方，政府機関を標的とするサイバー攻撃が増加するなど，セキュリティリスクが急激に高まってきており，これらの重要な施策を遂行するためには，土台となる情報システムの適切な運用管理及びセキュリティ対策の総合的な強化に向けた取組が必要不可欠であることから，法務省においては，「法務省対策推進計画」を策定し，重点的に取り組んでいるところである。

これらの対策を着実に実施するとともに，セキュリティ対策と一体となった業務改革（BPR）を推進していくためには，セキュリティ・ITに係る業務を担う人材の確保・育成が重要であるが，法務省においては，各組織の所掌業務がそれぞれ高度の専門性・特殊性等を有し，それら所掌業務を担う職員の採用・人事管理は各組織ごとに行っていることもあって，セキュリティ・ITに係る有為な人材の確保及び中長期的な計画に基づく人材育成は必ずしも十分になされてこなかったきらいがある。

こうした課題に対処するため，法務省においては，先般，政府全体の方針として策定された「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）（以下「総合強化方針」という。）にのっとり，本計画を策定することとした。

本計画は，法務省所管の情報システムが，法務行政の遂行を支える重要な要素であることを踏まえ，当該情報システム及び情報をセキュリティ・リスクから保護し，かつ，効率的な行政運営の実現を図るため，情報システムの適切な運用管理及びサイバーセキュリティ対策を強化するための体制を整備するとともに，情報セキュリティインシデントに対処するために設置した法務省CSIRT（Computer Security Incident Response Team）の機能を強化し，セキュリティ・IT体制全般を担う人材として「橋渡し人材」の確保・育成を図ることを目的として策定したものである。

法務省においては，令和3年3月31日までを計画期間として，本計画の着実な実施に向けて取り組むとともに，セキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえ，必要に応じて，適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

### 1 体制の整備と人材の拡充

法務省では，情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等に関して，平成28年度から，最高責任者である情報化統括責任者（CIO）及び最高情報セキュリティ責任者（CISO）を補佐し，

省内全体を指揮監督できるサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置したことを踏まえ、同審議官を情報化統括・情報セキュリティ副責任者（副CIO・CISO）にするとともに、法務省CSIRTの運用責任者に指名し、体制の強化を図ったところである。

また、サイバー攻撃の高度化・巧妙化により、セキュリティ・ITに係るリスクが深刻化する中、法務省における重要な施策を確実に遂行するため、「令和2年度法務省対策推進計画」に基づき、情報セキュリティポリシーに基づく教育や自己点検等をより効果的に実施するとともに、サイバーセキュリティ対処能力の向上及びセキュリティ・IT人材の確保・育成を推進することとしている。

## 2 有為な人材の確保

職員を採用する際は、各組織ごとの採用方法・採用基準等により、それぞれの所掌業務において求められる適性、能力の有無等を考慮して選定することを前提とするが、各組織の必要性に応じて、採用者を「橋渡し人材」の候補として育成していくことを視野に入れる場合は、面接において、選定要素の一つとして、セキュリティ・ITに関する知識、資格及び経験の有無、セキュリティ・IT関係業務への意向等についても、確認することとする。

なお、「橋渡し人材」の候補として採用する場合は新卒者からの採用を基本とするが、当面の人材の確保のため、民間企業等においてセキュリティ・IT関係業務に従事した経験のある者を「橋渡し人材」の候補として採用する場合は、経験したセキュリティ・IT関係業務の内容や資格等を確認するとともに、法務省における一般行政事務への意向等についても確認し、採用後は、一般行政事務についての育成も併せて行うものとする。

また、各組織の必要性に応じて、在職中の職員についても、人事に関する面談等により、セキュリティ・IT関係業務への意向、セキュリティ・ITに関する業務経験、資格、知識、スキルの有無等を確認し、その能力、適性等を踏まえた上で、「橋渡し人材」の候補となり得る職員を選考することとする。

## 3 法務省におけるセキュリティ・IT人材育成支援プログラム

法務省では、セキュリティ・ITに関する一定の専門性が必要となる「橋渡し人材」の育成を図るため、「橋渡し人材」の候補となり得る職員について、下記4に記載するセキュリティ・ITに関する部署におけるキャリアパスを念頭に置いて、研修を受講させるとともに、出向させることとする。

## 4 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

「橋渡し人材」は、セキュリティ・ITに関する一定の専門性のみならず、高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをするために、法務行政に関する十分な知識・経験を有する必要があるため、その育成に当たっては、セキュリティ・ITに係る部署における業務経験（キャリアパス）のみならず、法務行政を担う各組織・

部署における業務を各役職段階別に経験させるなど、法務行政全般に関する十分な経験、知識、能力の習得を図ることとする。

セキュリティ・ITに関係する部署におけるキャリアパスの一例は以下のとおりである。

(1) キャリアパス像

ア 採用・係員クラス

- ・ 研修： レベルA及びレベルBの研修
- ・ 配属： 大臣官房秘書課政策立案・情報管理室又は各局部課等における情報システム関連部署の係員
- ・ 出向： NISC又はIT総合戦略室等

イ 係長クラス

- ・ 研修： レベルC以上の研修
- ・ 配属： 大臣官房秘書課政策立案・情報管理室又は各局部課等における情報システム関連部署の係長
- ・ 出向： NISC又はIT総合戦略室等

ウ 課長補佐クラス

- ・ 研修： NISC及び総務省において新設される実践的な演習等の研修
- ・ 配属： 大臣官房秘書課政策立案・情報管理室又は各局部課等における情報システム関連部署の室長補佐又は課長補佐
- ・ 出向： NISC又はIT総合戦略室等

エ 管理職

- ・ 研修： NISC及び総務省において新設される実践的な演習等の研修
- ・ 配属： 大臣官房秘書課政策立案・情報管理室又は各局部課等における情報システム関連部署の室長又は課長

オ サイバーセキュリティ・情報化審議官等

- ・ 研修： サイバーセキュリティ・情報化審議官等研修

(2) キャリアパスの省内配属先として、セキュリティ・ITについて経験することが想定される部署及び役職の一例

ア 大臣官房秘書課政策立案・情報管理室

- ・ 室長
- ・ 室長補佐
- ・ 法務専門職
- ・ 係長
- ・ 技術専門職

イ 民事局総務課登記情報センター室

- ・ 室長
- ・ 室長補佐
- ・ 法務専門職

- ・ 係長
- ウ 民事局商事課  
(遺言書保管係)
  - ・ 課長補佐
  - ・ 係長
- エ 矯正局総務課情報通信企画官
  - ・ 企画官
  - ・ 課長補佐
  - ・ 係長
- オ 矯正管区（東京，大阪）第一部総務課
  - ・ 係長
- カ 保護局総務課
  - ・ 課長
  - ・ 企画調整官  
(情報システム管理係，刑事情報連携係)
  - ・ 課長補佐
  - ・ 法務専門職
  - ・ 係長
- キ 最高検察庁総務部情報システム管理室
  - ・ 室長
  - ・ 室長補佐
  - ・ 係長
- ク 出入国在留管理庁総務課情報システム管理室
  - ・ 室長
  - ・ 室長補佐
  - ・ 法務専門職
  - ・ 係長
- ケ 公安調査庁総務部総務課（情報システム管理・情報通信技術支援室）
  - ・ 上席公安調査専門職（室長）
  - ・ 課長補佐
  - ・ 公安調査専門職
  - ・ 上席調査官

## 5 一般行政職員の情報リテラシー向上

セキュリティインシデントの発生を未然に防ぎ、また、発生したセキュリティインシデントに迅速かつ確実に対応する等、組織全体のセキュリティ能力向上のためには、セキュリティ体制の整備、セキュリティ対策の実施やセキュリティ・IT人材の確保・育成だけでなく、一般行政職員の情報リテラシー向上による底上げも必要不可欠である。

法務省では、セキュリティ・ITに関する一般行政職員のリテラシー向上のために、PDCAサイクルにのっとり、セキュリティ教育の内容や実施方法の見直し、評価及び改善を行うなどして、有効なセキュリティ教育を実施するとともに、一般行政職員に研修を積極的に受講させることとする。

# 外務省情報セキュリティ・IT人材確保・育成計画

## [概要版]

平成28年8月31日

外務省

### はじめに

#### (1) 経緯

外務省では、国民の生命と財産を守り、外交機密という重要情報を取り扱うとの認識のもと、それらの業務を支える各種システムの運用・管理を担う情報セキュリティ・IT人材の確保と育成を行ってきた。また、全世界に200以上の在外公館が設置されており、環境や公館の規模に応じて、外交や邦人保護を含む領事業務等に関わる社会的影響の大きなシステムを含め、それに適したシステムの構築や運用体制の整備を行っているという特殊性がある。従来から、情報セキュリティ及び情報システム従事者は、総務省が体系的に提供している情報システム統一研修の活用や、当省独自の取組として行ってきた外部研修受講により一定レベルの技術スキルを習得してきたが、情報通信部門や大規模システム保有課室以外でシステムの運用管理を行っている担当者等も含め、当省においてITに携わる全ての関係者が必ずしも情報セキュリティやITに精通しているとはいえない。

今後、情報システムはより多様化・複雑化することが想定されるが、技術的知見をもつ職員の人数不足に加え、プログラミング等のシステム開発そのものに従事した世代の職員が高齢化し、この先10年以内には定年による大量退職時期を迎えるなど、情報セキュリティ・IT人材の不足はますます深刻となる状況であり、技術的人材の育成・確保は急務である。さらに、サイバー攻撃は、地理的な制約を受けることが少なく容易に国境を越えるという特性があるところ、数多くの二国間・多国間協力の枠組みを通じた「サイバー外交」の推進という我が国外交政策上の重要性も益々高まっており、技術的知見をもつ人材だけではなく、技術・政策の両面の知見をもつ職員の育成も課題となっている。

については、政府全体として「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」が示されたこともあり、これまでの実施施策を踏まえ、外務省として「情報セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を新たに策定することとした。

## (2) 目的

本計画は、外務省で所管する情報システムが、外交を支えるインフラとして重要なシステムであることを踏まえ、引き続き、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策強化のため、CSIRT（GISIRT）およびSOCとも連携し、省全体として情報セキュリティ及びIT人材の育成・確保を図ることを目的に、以下のとおり平成29年度から平成32年度までの4年間を対象として「外務省情報セキュリティ・IT人材確保・育成計画」として策定したものである。

省内が一体となって本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、情報セキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえ、毎年度末に実施計画の結果を評価し、PDCAサイクルに基づき、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

### 1 体制の整備と人材の拡充

外務省では、情報セキュリティ・ITに係る統括部局の体制の整備及び外交を支えるインフラとして重要なシステムを所管する部局の体制整備として、情報セキュリティ・情報システム・情報ネットワークの3分野を担う人材の確保・育成を重視し、必要な定員要求を行う。また、人材の拡充及び能力の向上のために、今後4年間においても継続して省内システムを有する部門での管理運用業務の経験、他府省への職員の出向等を通じて、育成人材に対する情報セキュリティ及びITに関する研修の実施等を行う。なお、省内の情報セキュリティ対策と情報システム管理並びにこれと一体となった業務改革を、統一性・統合性を確保しつつ一層推進する組織として平成28年3月に設置した情報セキュリティ・情報化推進タスクフォースの強化策を検討する。

### 2 有為な人材の確保

毎年度、技術系一般職を2名程度新卒採用することや技術系総合職相当の職種についても採用の必要性を継続的に検討していく。その際、採用時の面接等で情報セキュリティやITに係る素養及び関係業務への意向を確認することとする。新卒採用により確保した人材については、OJT、出向、研修等を通じて情報セキュリティ・ITに関する能力等の育成、適性の評価等を行うものとする。また、当初から技術系として採用した職員のみならず、他の一般職員についても、本人の意思・適性や当省における人材需要

等を勘案しつつ、情報セキュリティやIT分野の専門家として育成し、主として当該分野で活躍させることも引き続き実施していく。

「橋渡し人材」（セキュリティ・ITに関する一定の専門性と、所管行政に関する十分な知識・経験を有し、高度専門人材（セキュリティ・ITに関する高度な専門性を有する民間等の人材）と一般行政部門との橋渡しをする人材）については、既存の担当者及び新卒採用者からの育成を基本としつつ、業務や組織マネジメントにも通じた情報セキュリティ・ITに関する専門人材の早期確保が必要であることから、民間企業等における情報セキュリティ・IT関係業務に携わった経験のある者を必要に応じて中途採用するなどして、省内での人材育成を補完する。なお、中途採用に当たっては、情報セキュリティ・IT関係業務への意向及びこれまでに経験した業務内容や資格等を確認することとする。また、中途採用により確保した人材については、情報セキュリティ・IT関係の能力の向上に加え、省内における実務を通じた一般行政事務についての育成も併せて行うものとする。

### **3 情報セキュリティ・IT人材育成支援プログラム**

外務省では、以下の点を重点的に取り組むことにする。

- » PMO（Program Management Office：省内のIT施策に関する全体管理の機能を担う組織）、PJMO（Project Management Office：プロジェクトを遂行し、その進捗等を管理する機能を担う組織）に従事する者には、総務省情報システム統一研修（プロジェクト管理）を受講させ、そこで得た知識をベースとして、更にOJTにより必要スキルを習得させる。
- » 橋渡し人材のための情報セキュリティ及びITに関する研修としては、eラーニング及び集合研修を活用し、毎年25名程度の受講を目標とする。また、情報セキュリティについては国家安全保障局及び内閣サイバーセキュリティセンター、情報システムについてはIT総合戦略室及び総務省行政管理局、マイナンバー及び個人情報については個人情報保護委員会事務局に、それぞれ出向することを目途に関係機関との調整等を行うことを検討する。

また、研修によって得られた成果については、省内業務での実務及び資格の取得推進等により、情報セキュリティ・ITに関する能力向上を継続してフォローしていく。

## 4 人事ルート例（キャリアパスの一例）

### （1）全体的なキャリアパス像

外務省では、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策強化やサイバー外交政策立案能力強化のため、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。技術系一般職及び一般職（情報セキュリティやIT分野の専門家として育成する人材）のキャリアパスの一例は次のとおりである。なお、技術系総合職相当の職種のキャリアパスについては、本人の意思・適性或当省における人材需要等を勘案しつつ、安全保障政策課企画官、情報通信課長、サイバーセキュリティ・情報化参事官、サイバー政策担当大使等への配置が想定される。

#### ◆係員級（新卒採用を含む）

- ・研修：情報セキュリティ、情報システム、プロジェクト・マネジメントの基礎的な内容に関すること
- ・所属部署：大臣官房情報通信課(企画系班、技術系班、運用系班)、在外公館(通信担当官)勤務
- ・出向等：国家安全保障局、内閣サイバーセキュリティセンター、民間企業など

#### ◆係長級（技術系一般職及び一般職で相当年数後の選考による）

- ・研修：情報セキュリティ、情報システム、プロジェクト・マネジメントおよびインシデント対応の実践・応用的な内容に関すること
- ・所属部署：大臣官房情報通信課（企画系班、技術系班、運用系班）、省内システム保有課室、在外公館(大規模主要公館の広域担当官サブ)勤務
- ・出向等：国家安全保障局、内閣サイバーセキュリティセンター、民間企業など

#### ◆課長補佐級（技術系一般職及び一般職で相当年数後の選考による）

- ・研修：マネジメント研修、インシデント対応に関すること。主に管理職としての判断、指示に関わること

- ・所属部署：大臣官房情報通信課（企画系班，技術系班，運用系班），省内システム保有課室，在外公館（大規模主要公館の広域担当官）勤務

- ・出向等：国家安全保障局，IT総合戦略室，総務省行政管理局，民間企業など

◆管理職（技術系一般職及び一般職で相当年数後の選考による）

- ・研修：マネジメント研修，インシデント対応に関すること。主に管理職としての判断，指示に関わること

- ・所属部署：大臣官房情報通信課

- ・出向等：国家安全保障局，内閣サイバーセキュリティセンター，IT総合戦略室

## （２）キャリアパスに含めることが想定される部署

外務省において，情報システムやサイバーセキュリティ対策に関係する部署として技術系一般職及び一般職（情報セキュリティやIT分野の専門家として育成する人材）職員の配属が想定される部署は次のとおりである。

### ① 情報セキュリティについて経験することが想定される課室

- i) 大臣官房情報通信課
- ii) 大臣官房IT広報室（統合Web環境所管）
- iii) 領事局政策課（領事業務情報システム所管）

### ② 情報システムについて経験することが想定される課室

- i) 大臣官房人事課
- ii) 大臣官房情報通信課
- iii) 大臣官房会計課
- iv) 大臣官房在外公館課
- v) 大臣官房IT広報室（統合Web環境所管）
- vi) 領事局政策課（領事業務情報システム所管）

### ③ 事案対処，情報管理，危機管理，サイバー外交政策等について経験することが想定される課室

- i) 大臣官房総務課情報防護対策室
- ii) 大臣官房総務課外交記録・情報公開室
- iii) 大臣官房情報通信課
- iv) 総合外交政策局安全保障政策課

- ④ 一般行政事務について特に経験をさせたい部署の業務及び想定される課室  
省内各課室の一般行政事務，在外公館の官房・領事・広報業務

## 5 全職員の情報リテラシー向上

外務省では、情報セキュリティ及びシステム利用に関する全職員のリテラシー向上のため、次の研修を実施することとしている。なお、関連研修の受講や資格の取得については業績評価の対象として含め、職員の意欲を高めるようにしている。

必要に応じ総務省情報システム統一研修のeラーニングで提供される研修（情報システム入門，情報セキュリティ基礎等）の受講により意識向上を図る。

### ○全職員向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ研修，標的型メール等への理解
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：全職員（希望者）
- ・実施時期：適宜（年1～2回）
- ・実施方法：eラーニング，標的型メール訓練等

### ○新規採用職員（中途採用含む）及び外務省以外への出向者向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ基礎及びITリテラシー
- ・受講対象者：新規採用職員
- ・受講予定者数：新規採用者数
- ・実施時期：毎年春および秋
- ・実施方法：eラーニング，外部有識者による講義形式等

### ○役職段階別省内研修

- ・研修内容：情報セキュリティ演習
- ・受講対象者：GISIRT, サイバー担当者, システム担当者
- ・受講予定者数：毎年60名程度
- ・実施時期：毎年1～2回
- ・実施方法：外部有識者を招いた講義及び演習（ワークショップ）形式

○省内一般職員向け啓発セミナー

- ・研修内容：情報セキュリティに関する啓発, 業務上の注意事項等
- ・受講対象者：省内一般職員
- ・受講予定者数：毎年50名程度
- ・実施時期：適宜
- ・実施方法：外部有識者またはCISO補佐官による講義形式

○在外公館の通信担当者向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ啓発, 通信業務における注意事項等
- ・受講対象者：在外赴任予定者
- ・受講予定者数：毎年100名程度
- ・実施時期：適宜（毎月1回程度）
- ・実施方法：大臣官房情報通信課担当者による講義形式

○在外公館現地職員向け研修

- ・研修内容：情報セキュリティ啓発, 業務上の注意点等
- ・受講対象者：在外公館で勤務する現地職員
- ・受講予定者数：在外公館で勤務する現地職員
- ・実施時期：適宜（年1回程度）
- ・実施方法：eラーニング, 標的型メール訓練等

以上

平成 28 年 8 月 31 日  
(平成 29 年 8 月 31 日改定)  
(平成 30 年 8 月 31 日改定)  
(令和元年 8 月 30 日改定)  
(令和 2 年 10 月 9 日改定)  
財務省情報化統括責任者 (CIO)  
財務省最高情報セキュリティ責任者 (CISO)

## 財務省セキュリティ・IT 人材確保・育成計画【概要版】

### はじめに

本計画は、政府全体の世界最先端 IT 国家の実現に向けた取り組み等を踏まえ、財務省が所管行政遂行のためのシステム整備・活用之际、脅威の高まりが指摘されている環境下でサイバーセキュリティ対策を確保しつつ、業務改革・行政効率化を進めていくための人材確保・育成を目的として策定するものである。

財務省のシステムの運営は、予算編成、税務執行、税関行政等、所管行政に関する基本的な知識・経験を有する職員を中心に担われていることから、従来から職員研修を実施し情報セキュリティの確保等に取り組み、また、インターネット接続については個人情報保護の観点も踏まえ全省的にセキュリティ対策を講じてきたところである。

他方で、セキュリティ対策の適切な高度化を図り、効率的な行政運営の実現に一層努めていくためには、今後、職責・必要性に応じたきめ細かな研修受講、最新の状況を踏まえたセキュリティ意識の向上が課題であると考えられる。また、セキュリティ対策及び適切な調達を全省的に実現するため、部局横断的な情報共有の強化、最新情報を踏まえた調達等にも取り組む必要がある。なお、出向等を通じた人材育成については、受入先と派遣元との適切な要望の調和が課題であると考えられる。

これらの課題に対処するため、部局間のシステムに関するノウハウ等を全省的に共有し最適化を推進する観点から、各部局の実情と本人の適性を踏まえつつ、役職段階ごとの研修受講や出向も含めた人事配置・職務付与を通じて、橋渡し人材を育成していくと共に、調整する統括部局の強化を図ることとした。本計画は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の計画として策定し、必要に応じて適切かつ柔軟に見直しを行っていくこととする。

## 1. 体制の整備と人材の拡充

財務省においてはサイバーセキュリティ対策に係る司令塔機能強化のため、平成 28 年度にサイバーセキュリティ・情報化審議官を設置した。平成 29 年度には上記「はじめに」記載の諸課題に対処するため、統括部局に業務改革・情報化調整官を新設し、業務プロセスのあり方に遡った検討及び適切なシステム整備を全省的な情報共有の下で推進することとした。また、省内の情報共有を充実させ、きめ細かな研修・情報共有機会を適切に提供する観点から統括部局に業務企画総括係等の新設を要求し、係長の設置が認められた。この他、国税庁の総括部局の体制が整備された。

引き続き、政府全体の方針を踏まえ、

- ① 最新のセキュリティ情勢等を踏まえた部局横断的な情報共有の強化
- ② 各部局のシステム更改等の機会をとらえた、セキュリティ対策強化のための情報共有・調整
- ③ 職位・階層に応じた情報発信、研修の企画・調整の充実
- ④ 組織横断的な PDCA サイクルの確立・充実
- ⑤ 最新の政府統一基準や標準ガイドライン等を踏まえたシステム関連のプロジェクト計画、予算要求、調達手続、設計及びその運用を適切に行うため、システム所管部局等の実情に応じた体制の整備の観点から所要の機構・定員要求を行うこととする。

なお、平成 29 年 8 月以降、「橋渡し人材」等の幅広い育成も念頭に、各システム所管部局等の職員を統括部局に併任し、統括部局の PMO 機能の強化を図りつつ、システム所管部局との連携体制を強化することとした。

また、平成 30 年 6 月には「財務省デジタルガバメント中長期計画」を策定（令和元年 6 月改定）し、業務プロセスのあり方から検討していくため、システム所管部局のみならず、業務・政策立案部局も含めた省内における適切な連携・協力体制を構築する必要があること等を示した。

財務省所管システムの運営は、所管行政に関する基本的な知識・経験を有する職員を中心に担われるため、担当職員は、併せて業務プロセス改革の進め方、それを具体化するシステム調達の適切な実現、セキュリティ対策に関する知識等の習得・高度化などを、職務内容・職位に応じ、習得させる必要がある。このような観点から、職員の任用等の時期も勘案しつつ、付加的な研修の充実に計画的に図っていく（下記 3.）。

また、研修に加え、各システム所管部局等の職員を統括部局に併任し、統括

部局による部局横断的な調整業務を職務上も明らかにしつつ、情報共有を深め、各部局の検討において留意すべき点を予め伝達することにより、手戻りなく効率的にシステム調達・構築のプロジェクト管理が進行することを目的とし、システム所管部局との連携体制を強化することとした。併任者を核とした情報共有の強化・深化を通じ、当該分野における人材育成の裾野を広げるとともに、専門性等の水準の底上げを図っていく。

令和3年度も引き続き統括部局及びシステム所管部局での機構・定員整備を図っていくこととしており、これらの勤務経験、出向等を通じて専門性を深め、横断的な視野の涵養等も図ることとする。

なお、財務省では、高度の専門性を備えた外部人材の登用や CIO 補佐官による IT 化・セキュリティ対策の充実にも努めており、今後も、先端的な情報・高度の専門性などは外部専門家による補完を適切に講じていく。

## 2. 有為な人材の確保

橋渡し人材候補として育成していくことを視野に入れた人材を確保するため、採用時の面接等において情報セキュリティや IT に係る素養及び関係業務への意向を確認するなど、橋渡し人材候補者となり得る職員の確保に努めることとする。ただし、橋渡し人材については「所管行政に関する十分な知識・経験」を要することや、職員のモチベーション維持の観点からも、セキュリティや IT に係る業務以外にも、多様な勤務経験を積ませることが前提となる。このため、平成 29 年度以降、各システム所管部局等の職員を統括部局に併任し、所管行政分野及びセキュリティ・IT 分野の業務を同時に担当させ、各分野の経験を深めさせることとしたところである。

橋渡し人材候補者は、身上把握等を通じ「セキュリティ・IT 関係業務」に対する希望の確認や適性を有すると判断された職員の中から、セキュリティ・IT 関係業務部門における OJT、関係機関への出向や必要な研修の受講等を通じてセキュリティ・IT 関係の能力等を育成しつつ、適正性の有無の判断等を行う。なお、所管システムに関しては定期的な更新が計画的に行われることから、セキュリティ対策を含むシステム関連業務の専門性を備えた人材は、ワークライフバランスの観点からの展望を持つことが相対的に容易になることも考えられ、当該分野を希望する誘因となりうる。このように、システムの運営に関わる業務については、計画的な働き方が期待できる分野でもあり、ワークライフバランスが求められる育児や介護等時間制約のある職員も含めて、その人材の確保・育成を検討するものとする。

また、橋渡し人材については、部内での育成を基本としつつ、民間企業等における情報セキュリティ・IT 関係業務に携わった経験のある者を必要に応じて

採用等していく。なお、採用等に当たっては、これまでに経験した業務内容や資格等を確認することとする。

### 3. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

総務省等が主催する外部研修については、職員の任用等の時期も勘案しつつ、受講を計画的に推進する。

また、財務省内で個別のシステム等に対応して実施されている研修については、機会をとらえ、統括部局が関与することにより、直近のインシデント事例等最新の状況を踏まえたセキュリティ対策の内容を充実させる。

OJTについては、職員の適性等も見極めつつ、統括部局での勤務経験（含、併任）等を通じて、各部局の業務や個別のシステムの知識等に加え、セキュリティに関する意識の向上、横断的な視野の涵養を図る。

従来から実施しているNISC、IT室、総務省行政管理局等への出向についても、同様の観点から活用するが、その際、職員に必要な情報セキュリティスキル・ITスキルが取得できるポストへの出向等の派遣元としての要望と受入先の要望との適切な調和を図るべく調整する。

### 4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

#### (1) 全体的なキャリアパス像

財務省では、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を指揮監督する体制を整備するとともに、セキュリティ・IT人材（橋渡し人材）として「セキュリティ・ITに関する一定の専門性と所管行政に必要な知識、経験を有し、高度専門人材と一般行政部門との橋渡しをする人材」を確保・育成することとしている。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に係る経験や知識・能力の習得に加え、所管行政に必要な知識、経験も付与するといった観点を踏まえ、財務省採用後に想定されるキャリアパスの例を示せば、次のとおりである。

#### ◆ 採用・係員

- ・ 研修：情報システム統一研修（A～Bレベル）
- ・ 配属：財務省及び地方支分部局 ⇒ 財務省及び国税庁（統括部局、システム所管部局、一般行政部局）

#### ◆ 係長クラス（10年目頃）

- ・ 研修：情報システム統一研修（C～Dレベル）
- ・ 配属：財務省及び国税庁（統括部局、システム所管部局、一般行政部局）

局)、他府省等への出向

◆ 課長補佐クラス（20年目頃）

- ・ 研修：情報システム統一研修（C～Dレベル）
- ・ 配属：財務省及び国税庁（統括部局、システム所管部局、一般行政部局）、他府省等への出向

◆ 管理職以上（個別）

- ・ 配属：財務省及び国税庁（統括部局、システム所管部局、一般行政部局）、他府省等への出向等

(2) キャリアパスに含めることが想定される部署

情報システムやサイバーセキュリティ対策、業務改革に関係する部署として職員の配属が想定される部署は、統括部局及びシステム所管部局である。

5. 一般職員の情報リテラシー向上

IT ガバナンスの充実等の観点から、情報システム及びセキュリティに関するリテラシーを向上させるため、職員の関心・業務等を踏まえ、CIO 補佐官等を講師とし、職員を対象とした研修及び訓練を引き続き実施していく。

サイバー攻撃やインシデント発生等の最新の状況及び政府の取組方針等を踏まえ、各種会議の機会等も活用し、訴求対象に応じた情報発信を強化することにより組織のセキュリティ対策水準等の向上を図る。

なお、各部局での情報リテラシー向上を目的とし、統括部局に併任となったシステム所管部局職員への情報提供の充実を図り、必要に応じた情報発信が適宜適切に行われることを目指す。

具体的な研修等の実施については、以下のとおり予定している。

- ・ 省内全職員向け研修
- ・ 省内全職員向け訓練
- ・ 省内幹部向け説明
- ・ 地方支分部局幹部級への説明
- ・ システムを所管する省内部局・独法等所管部局・会計担当部局等への説明会
- ・ 外部講師等による勉強会
- ・ 地方支分部局職員への説明
- ・ 地方支分部局における研修
- ・ 地方支分部局における訓練

# 文部科学省サイバーセキュリティ・IT人材確保・育成計画概要版

平成28年8月29日

行政情報化推進委員会／情報セキュリティ対策委員会決定

平成29年8月31日 一部改定

平成30年8月31日 一部改定

令和元年9月9日 一部改定

## はじめに

文部科学省においては、日々、高度化・巧妙化するサイバー攻撃等への対応や業務の効率化を推進する情報化推進業務に対応すべく、大臣官房政策課情報システム企画室（現サイバーセキュリティ・情報化推進室）をサイバーセキュリティ・ITに係る統括部局とし、情報システム所管部局に加え、国立大学法人や独立行政法人等の関係機関（以下、「関係機関」という）を所管する部局と連携し、関連する研修や訓練を実施するとともに、関係機関との人事交流等を通じた即戦力の確保や育成を行ってきた。

しかし、サイバーセキュリティに対する脅威がますます増大し、平成27（2015）年5月には日本年金機構によるサイバー攻撃に伴う情報流出事案が発生する等の情勢の中、サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針を決定したが、この中でセキュリティ・IT人材確保・育成計画（仮称）を各府省庁にて作成することが掲げられた。

文部科学省においては、これまでの体制・取組の中で対応していくには限界に達しているという認識のもと、従来以上に統括部局と情報システムを保有する部局や関係機関を所管する部局が緊密に連携し、サイバーセキュリティ対策やデジタル・ガバメントの実践を一層推進するために、組織体制の強化とその体制を担う人材の確保・育成を目指して、平成28（2016）年8月、文部科学省サイバーセキュリティ・IT人材確保・育成計画を平成31（2019）年度までを計画期間として策定した。

文部科学省では、本計画の着実な実施に向けて取り組むとともに、サイバーセキュリティ・IT人材の確保・育成状況や関連する情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行う。なお、本計画の最終年度においては、計画期間全体の総括を行い、計画期間終了後の取組に向けて検討を行うこととする。

## 1. 体制の整備と人材の拡充

「官民データ活用推進基本法（平成28年12月24日）」「デジタル・ガバメント推進方針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」及びこれらに示された方向性を具体化した「デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定／平成30年7月20日改定）」を受て、文部科学省では、文部科学省デジタル・ガバメント中長期計画（平成30年6月25日 行政情報化推進委員会決定／令和元年5月27日改定。以下、「中長期計画」という。）

において、国民の利便性向上及び効率的な行政の遂行に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととしている。

また、令和元年5月24日に成立した「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「デジタル手続法」という。）」に基づき、令和元年中に策定される政府全体の「情報システム整備計画」に従い、各府省庁は行政手続のデジタル化や添付書類の撤廃等を推進することとなっており、全体管理組織（PMO）が中心となって、情報システム所管部局等とともにこれらの取組を推進していくことが必要となっている。

サイバーセキュリティへの対応については、統括部局を中心に文部科学省CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を構築し、統括部局と情報システム所管部局や関係機関所管部局が連携して、必要な研修や訓練を行いつつ、サイバーセキュリティインシデント発生時の対応を行っている。また、サイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定）において、「大学等における安全・安心な教育・研究環境の確保」として大学等における対策の推進が新たに盛り込まれたことを踏まえ、統括部局と関係機関所管部局が連携を密にしつつ、関係機関等に対する専門的な助言・支援を行うとともに、関係する人材の対応能力の向上のための各種研修等を実施している。

さらに、標的型サイバー攻撃による重大なインシデントの発生に備え、独立行政法人情報処理推進機構サイバーレスキュー隊及び一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターと連携して、初動対応や対処後の事案検証等の支援を行う体制（文部科学省サイバーセキュリティ緊急対応支援チーム（M-CYMAT））を令和元年度に整備し、活動を開始している。

以上を踏まえ、統括部局における体制の整備並びに橋渡し人材に対する適切な処遇の確保について必要な措置を図る。

## **2. 有為な人材の確保**

文部科学省では、本計画期間中に、職員を新規採用するほか、関係機関等からサイバーセキュリティ・IT関係の業務経験を有する者を必要に応じて中途採用し、橋渡し人材候補として育成していくことを視野に入れた人材を確保する。なお、採用に当たっては、サイバーセキュリティ・ITに係る素養等を確認することとする。特に、新規採用により確保した人材については、統括部局や府省重点プロジェクト所管部局等におけるOJTや内閣サイバーセキュリティセンター（以下、NISCという。）等の関係政府機関への出向により、サイバーセキュリティ・ITに関する業務経験を実践的に積む機会を確保するとともに、研修や訓練等を通じた専門的知識・スキルの習得や適性の判断等も行うものとする。

## **3. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム**

サイバーセキュリティ・ITに関する研修については、総務省情報システム統一研修やN

I S C等が実施するサイバーセキュリティ・I T人材を育成するための研修を活用し、毎年70名程度の受講を目的にする。文部科学省自からも、サイバーセキュリティ・I Tに関する研修を実施し、集合研修やオンライン研修を活用しながらより多くの職員の受講機会の確保に努める。

また、サイバーセキュリティ・I T人材の計画的な育成を目的として、N I S Cや個人情報保護委員会事務局への出向を行う。

なお、橋渡し人材候補についてはより高度な研修の受講を促すとともに、各種政府機関への出向を積極的に行うこととする。

これら研修等で得られた成果を活用し当該人材の統括部局や府省重点プロジェクト所管部局をはじめとするサイバーセキュリティ・I T関係部局への配置を進めるとともに、サイバーセキュリティ・I Tに関する知識やスキル等の更なる向上を図るため継続的なフォローを行う。

研修等を行うに当たっては、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃による関係機関のセキュリティインシデントへの対応や、情報システムの企画立案から管理運用に至る過程に触れる機会を設けるよう努める。

#### **4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）**

##### (1) 全体的なキャリアパス像

文部科学省では、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策推進の体制を整備し、必要な知識やスキル、経験を有する職員を確保・育成する。こうした情報システムやサイバーセキュリティ対策に係る知識・スキルの習得や経験の観点から、採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。なお、所属部署は4（2）に記載の部署が想定される。

##### ◆採用・係員（採用年から3年目頃）

- ・研修：文部科学省において実施する研修  
総務省情報システム統一研修  
N I S C主催の勉強会・セミナー
- ・出向等：N I S C，個人情報保護委員会事務局

##### ◆係長クラス（4年目頃）

- ・研修：文部科学省において実施する研修  
総務省情報システム統一研修  
N I S C主催の勉強会・セミナー
- ・出向等：N I S C，個人情報保護委員会事務局

##### ◆課長補佐クラス（8年目頃）

- ・研修：文部科学省において実施する研修  
総務省情報システム統一研修

N I S C主催の勉強会・セミナー

- ・ 出向等：N I S C，個人情報保護委員会事務局

◆管理職

- ・ 研修：文部科学省において実施する研修

総務省情報システム統一研修

N I S C主催の勉強会・セミナー

◆サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官

- ・ 研修：文部科学省において実施する研修

総務省情報システム統一研修

N I S C主催の勉強会・セミナー

総務省及びN I S C主催のサイバーセキュリティ・情報化審議官等研修

## 5. 一般職員の情報リテラシー向上

一般職員の情報システム及びサイバーセキュリティに関するリテラシー向上のため、次の研修を実施する。

### ○オンライン研修

- ・ 研修内容：サイバーセキュリティや行政情報化の最新動向に関する研修
- ・ 受講対象者：文部科学省情報セキュリティポリシーにおける行政事務従事者として業務に従事する者
- ・ 受講予定者数：約2,000名程度
- ・ 実施時期：年間1回（11月）
- ・ 実施方法：eラーニングシステムによるオンライン受講

### ○標的型メール攻撃訓練

- ・ 研修内容：標的型メール攻撃を模した訓練形式の研修
- ・ 受講対象者：文部科学省情報セキュリティポリシーにおける行政事務従事者として業務に従事する者
- ・ 受講予定者数：約2,000名程度
- ・ 実施時期：年間2回（5月，11月）及び新規にID（メールアドレス）を取得した者に対して随時
- ・ 実施方法：行政事務従事者のIDに対して訓練メールを送付し，誤って開封した者は教育テキストにより適切な対応を学習

### ○新任者向け研修

- ・ 研修内容：新任者として最低限身につけておくべきITの利用やセキュリティに関する研修（レベルA相当）
- ・ 受講対象者：文部科学省情報セキュリティポリシーにおける行政事務従事者として

新たに業務に従事する者

- ・ 受講予定者数：毎年300名程度
- ・ 実施時期：年間2回（4月，10月）
- ・ 実施方法：省内職員による講義

○一般職員向け研修

文部科学省関係機関各層別研修

- ・ 研修内容：サイバーセキュリティに関する最新動向等に関する研修
- ・ 受講対象者：関係機関所管課職員等（関係機関向けに実施する研修の聴講者として募集）
- ・ 受講予定者数：毎年10名程度
- ・ 実施時期：年間5回
- ・ 実施方法：外部委託業者等による講義等

# 厚生労働省セキュリティ・I T人材確保・育成計画書について

## サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針

(平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)

### 第2章 政府機関におけるセキュリティ・I T人材の育成

#### 2. 橋渡し人材の確保・育成

##### (1) 体制の整備・人材の拡充

<中略>

各府省庁のセキュリティ・I Tに係る統括部局の体制の整備及び人材の拡充を実施する。また、当該整備及び拡充と併せて、各府省庁の社会的な影響の大きいシステムを所管する部局についても体制の整備及び人材の拡充を実施する。

### 第3章 今後の検討の枠組み

<中略>

・各府省庁において「セキュリティ・I T人材確保・育成計画（仮称）」を作成する。同計画において「セキュリティ・I T人材育成支援プログラム（仮称）」を設ける。

## 厚生労働省におけるI T人材育成・確保実行計画

(平成20年3月25日 厚生労働省行政情報化推進会議決定)

平成20年度から、実行計画に基づいた人材育成を実施してきたが、本年1月に実施した「I T人材の状況把握に係る実態調査」等によって、目標としたスキルレベルに達していないことが明らかになったことから、計画を抜本的に見直し、厚生労働省セキュリティ・I T人材確保・育成計画を策定することとした。

計画書の  
策定

平成28年度～令和元年度

厚生労働省セキュリティ・I T人材確保・育成計画書

(平成28年8月30日 厚生労働省情報政策推進会議決定、令和2年9月18日最終改定)

# 厚生労働省セキュリティ・IT人材確保・育成計画書のポイント

## 【基本方針】

平成27年度に発生した日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案を教訓として、情報システム全体を俯瞰して有効かつ効率的なセキュリティ対策を講じていくための厚生労働省内の能力と体制を整える。

戦略的投資としての情報システムを最適化できるIT人材を育てることにより、政策を企画し遂行し実現する組織能力を高める。

## 【到達目標】

本計画は、令和元年度までの間（※）に情報システムの適切な企画、設備等の調達、プロジェクト管理、情報システムの運用管理及びサイバーセキュリティ対策を実施する体制を強化し、その体制を担う人材の確保・育成を進めることを大きな目標とする。

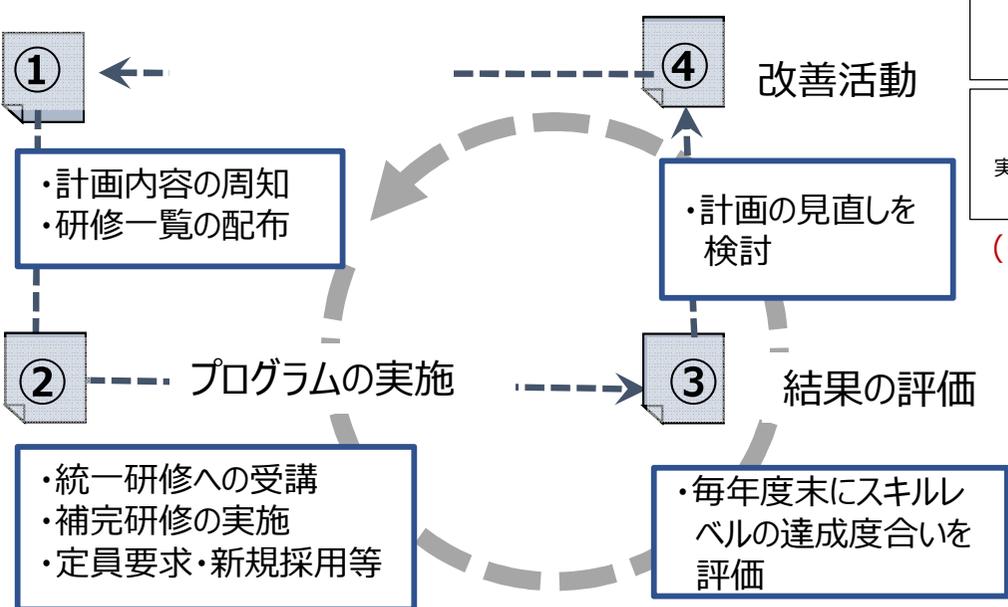
## 【セキュリティ・IT人材育成プログラム】

目標を達成するため、平成28年度から令和元年度までの4年間で計画期間（※）として「セキュリティ・IT人材育成プログラム」を立案し、実行していく。人材育成は、短期に成し遂げられるものではなく時間を要することから、本プログラムが目指すIT人材のレベルは、過去の実態調査の結果を踏まえ、限られた期間内で確実にステップアップしていくことができるように設定する。

### 4か年(※)の段階的目標

	平成28年度 個人のスキルレベルを一段階向上する	平成29年度 PMO、PJMOはレベルBを目標	平成30年度 組織のスキルレベルを一段階向上する	令和元年度～令和2年度 PMO、PJMOはレベルDを目標
スキルレベル目標	1. 幹部職員 レベルAへ到達すること  うち、課室情報セキュリティ責任者は、「情報セキュリティ基礎」を受講  2. 一般職員 レベルAを目指す  3. PMO、PJMO： 年度末には各課室で複数名が、レベルBへ到達していること	1. 幹部職員 レベルAへ到達すること  うち、課室情報セキュリティ責任者は、「情報セキュリティ基礎」を受講  2. 一般職員 レベルAを目指す  3. PMO、PJMO： 年度末には各課室で半数が、レベルBへ到達していること	1. 幹部職員 レベルAへ到達すること  うち、課室情報セキュリティ責任者は、「情報セキュリティ基礎」を受講  2. 一般職員 レベルAを目指す  3. PMO、PJMO： 年度末には各課室で複数名が、レベルDへ到達していること	1. 幹部職員 レベルAへ到達すること  うち、課室情報セキュリティ責任者は、「情報セキュリティ基礎」を受講  2. 一般職員 レベルAを目指す  3. PMO、PJMO： 年度末には各課室で半数が、レベルDへ到達していること
研修実施目標	補完研修でのテーマを目標する人材像に合わせる。必要な知識の習得（座学）	座学以外に一部実践的研修を取り入れる。（座学中心・演習）	座学に加え、実践的研修を行う。（座学・演習）	実践的研修にする。（演習中心）

（※）本計画は策定当初、平成28年度から令和元年の4年間で計画期間としていたが、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」の改定時期（当初令和2年夏頃を予定）が延期されたことに伴い、計画期間を延伸することとした。



### 計画の策定

## 【人事ルート例】

情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策を指揮監督する体制を整備し、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していく観点から、厚生労働省採用後に想定されるキャリアパスの例を設定する。

## 農林水産省セキュリティ・IT人材確保・育成計画（概要版）

平成28年8月31日

平成29年8月31日改定

平成30年8月31日改定

令和元年8月30日改定

令和2年10月9日改定

### 1 背景

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村及び中山間地域等の振興並びに農林水産関係の国際交渉、国際協力等幅広い政策分野を担当しており、このような特徴に対応して、比較的小規模ながら多種多様な分野にわたる約60の情報システムを保有している。

これらの情報システムは、農林水産政策の円滑かつ効果的な推進を支える重要な役割を担っており、得られた情報の積極的な活用を図るとともに、適時・的確な情報セキュリティ対策を講じ、情報システムの適切な運用・管理を確保することが不可欠である。

特に、平成25年5月に取りまとめられた「農林水産省へのサイバー攻撃に関する調査結果」（以下「調査結果」という。）を真摯に受け止め、情報セキュリティ対策の強化に努めてきたところであるが、新型コロナウイルスの世界的流行により1年延期となった2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて増大が想定されるサイバー攻撃、情報システム改革等に対し適切に対処するため、農林水産省が保有する情報に係るセキュリティの確保及び情報システムの適切な運用・管理が一層重要となっている。

このため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）・情報化統括責任者（CIO）を補佐する大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官の主導の下、情報セキュリティ対策及び情報システムの適切な運用・管理を行う体制を整備するとともに、その体制を担う人材の確保・育成を図ることを目的に本計画を策定する。

### 2 基本方針

農林水産省においては、発展著しいICT、ロボット、AI等のデジタル技術を活用したSociety5.0の実現に向けて、農林水産業にデジタル変革をもたらし、作業の効率化・省力化、農林水産物の高付加価値化を実現することが、大きな政策課題となっている。

こうした中で、令和2年3月に閣議決定された、新たな食料・農業・農村基本計画においては、今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタル技術の活用により、データ駆動型の農業経営を通じて、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX））を実現することが不可欠とされたところである。

また、デジタル技術を活用したデータ駆動型の農業を実現するためには、農業政策

や行政手続などの事務についてもデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を進めることが必要とされたところである。

これは、農業だけではなく、林業、水産業も含めて進める必要がある。

このため、農林水産省において、デジタル技術を活用した農林水産政策と農林水産省業務のDXの取組を総合的かつ強力に進めるための司令塔機能を持つ体制を整備する。

更に、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全体においてデジタル技術を活用した変革が求められる中、その動きに劣後することなく、省全体で恒久的にこの取組を進めていくためにも、デジタル技術に高い知見を有する職員の育成・確保の重要性が増していることから、人材の確保、能力の向上に向けた取組を充実させる。

### 3 体制の整備と人材の拡充

農林水産省は、調査結果を踏まえ、平成26年4月に情報セキュリティ対策部署と情報システム管理・運用部署を統合するなどの体制整備を図ってきたところであるが、その後、サイバーセキュリティ基本法の施行、マイナンバー制度の開始、個人情報保護法の改正等、農林水産省が取り扱う情報の重要性が一層高まる中で、それらの情報を適切に管理する体制を確保するとともに、平成30年6月に策定し、令和2年3月に改定した「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、利用者視点に立った行政サービス改革等に、省を挙げて取り組む必要がある。

また、上記のとおり、デジタル技術の活用を強力に進め、データ駆動型の農林水産業を実現するためには、デジタル技術やデータ駆動型の経営を前提とした政策の企画立案や業務プロセスの抜本的な見直しを一体的に進めていく必要がある。

このため、令和2年8月に農林水産業の現場や農林水産省の業務運営のDXを戦略的かつ迅速に進めていくため、広報評価課情報管理室と政策課デジタル政策推進チームを一体的に運営する「デジタル戦略グループ」を発足させた。

これらを踏まえ、農林水産省におけるデジタル戦略に係る統括部署及び社会的に影響の大きいシステムを所管する部署（以下「システム所管部署」という。）の体制整備として、デジタル技術やデータ連携を活用した農林水産政策改革、省内の業務改革に係る基本方針の企画及び総合調整などを実施するために必要な機構・定員要求を行うとともに、人材の拡充及び能力の向上のために、関係府省への職員の出向、職員に対する情報セキュリティ等に関する研修を実施し、情報セキュリティ・IT人材を育成する。

### 4 セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

橋渡し人材の育成に係る研修については、橋渡し人材として必要な知識を習得させる必要があることから、橋渡し人材として配置された全ての職員が、総務省が実施する情報システム統一研修を受講することとし、特に課長補佐クラス以上の職員も、eラーニングによる研修を積極的に受講するものとする。具体的には、セキュリティ・ITに係る基礎的な知識及び担当業務に必要な知識を優先して習得することとし、まずは、該当するレベルA、B等のeラーニングを受講し、その後、レベルD-p、D-s等の集合研修を受講することにより、毎年180名以上（延べ人数）の受講を目途に参加させるものとする。

情報セキュリティ担当者については、これらの研修に加え、情報セキュリティ緊急

支援チーム（CYMAT）研修等といった、より実践的な演習等を受講するものとする。

また、情報システムの整備、運用管理に関する当省の運用体制に沿った、実践的な講習会に参加させるとともに、システムを所管する政策部局の課室長等についても、マネジメント層を対象とした研修を受講することとする。

加えて、令和2年度から実施するデータサイエンティスト育成研修については、データ活用に関する高度なスキルを修得できる研修であり、データに基づく政策立案、事業推進を担う職員を育成する観点から、公募により幅広い職員層に受講の機会を付与する。

なお、出向等については、情報セキュリティやITに関する実践的・専門的な業務経験による知見・能力向上につながるものとして、引き続き、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、総務省行政管理局及び個人情報保護委員会との調整を行うものとする。

A：採用後又は橋渡し人材候補となった後、速やかに受講すべき研修（「電子政府基礎」、「情報システム入門」ITパスポートレベル相当）

B：係員時に受講すべき研修（「情報セキュリティ基礎」、「プロジェクト管理基礎」等）

C：係員・係長時に受講すべき研修（「ネットワーク基礎」等基本情報処理技術者、セキュリティマネジメントレベル相当）

D-p：係長・課長補佐時に受講すべき研修（「プロジェクト管理」、「システム運用・保守」等）

D-s：係長・課長補佐時に受講すべき研修（「情報セキュリティ技術」等）

## 5 人事ルート例

### (1) 全体的なキャリアパス像

橋渡し人材が、情報セキュリティ対策や情報システムに関係する経験や知識・能力を習得する観点から、農林水産省採用後に想定されるキャリアパスの一例は次のとおりである。

#### ◆採用・係員（採用年から6年目頃）

- ・研修：情報システム及び情報セキュリティに関する基礎的な研修
- ・所属部署：統括部署、システム所管部署、政策部署等

#### ◆係長クラス（7年目頃）

- ・研修：情報システム及び情報セキュリティに関する応用的な研修
- ・所属部署：統括部署、システム所管部署、政策部署等
- ・出向：関係府省

#### ◆課長補佐クラス（22年目頃）

- ・所属部署：統括部署、システム所管部署、政策部署等
- ・出向：関係府省

#### ◆管理職

- ・所属部署：地方支分部局課長、地方参事官、本省室長、地方支分部局部長、本省課長等

#### ◆サイバーセキュリティ・情報化審議官等

### (2) キャリアパスに含めることが想定される部署と役職

農林水産省において、情報セキュリティ対策や情報システムに関係する部署とし

て職員の配属が想定される部署・役職等は次のとおりである。

なお、農林水産省以外の当省所管独立行政法人等のシステムについても、想定される部署と役職に含むものとする。

#### ア 情報セキュリティについて経験することが想定される部署と役職の例

- 大臣官房デジタル戦略グループ（情報管理室）  
情報セキュリティ及びシステム整備・管理の担当者

#### イ 情報システム・業務改革について経験することが想定される部署と役職の例

- (ア) 大臣官房秘書課（人材情報統合システム）  
システム担当者
- (イ) 大臣官房デジタル戦略グループ（デジタル政策推進チーム及び情報管理室）  
（業務の抜本見直し、農林水産省共通申請サービス、デジタル地図、データ分析・活用の促進、IT ガバナンス、農林水産省行政情報システム及び農林水産省統合ネットワーク）  
デジタル政策推進、業務改革、PMO、システム改革・整備・管理の担当者
- (ウ) 大臣官房広報評価課広報室（コンテンツ・マネジメント・システム）  
システム担当者
- (エ) 大臣官房統計部統計企画管理官（農林水産統計システム）  
システム担当者
- (オ) 食料産業局輸出先国規制対策課（一元的な輸出証明書発給システム）  
システム担当者
- (カ) 食料産業局知的財産課種苗室（品種登録業務関連システム）  
システム担当者
- (キ) 農村振興局整備部設計課施工企画調整室（農林水産省電子入札システム及び農業農村整備総合支援システム（現場業務支援システム））  
システム担当者
- (ク) 農村振興局整備部水資源課施設保全管理室（農業水利ストック情報データベースシステム）  
システム担当者
- (ケ) 農村振興局整備部防災課（国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク）  
システム担当者
- (コ) 政策統括官付総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室（経営所得安定対策情報管理システム）  
システム担当者
- (サ) 政策統括官付貿易業務課（政府所有米麦情報管理システム）  
システム担当者
- (シ) 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター情報システム課（農林水産省研究ネットワーク、科学技術計算システム及びネットワークサービスシステム）  
システム担当者
- (ス) 横浜植物防疫所リスク分析部（植物防疫所行政情報システム）

システム担当者

- (セ) 動物医薬品検査所企画連絡室(副作用情報データベース及び動物医薬品等データベース)

システム担当者

- (ソ) 林野庁国有林野部経営企画課(国有林野情報管理システム)

システム担当者

- (タ) 水産庁資源管理部管理調整課(広域資源管理情報処理システム)

システム担当者

## 6 職員の情報リテラシー・情報セキュリティの向上

情報セキュリティ及び情報システムに関するリテラシー向上のため、情報セキュリティ対策教育実施計画等に基づき以下の研修を実施する。

また、デジタル技術を活用した農林水産省改革及び省内の業務改革を推進していく中で、橋渡し人材以外の職員が情報リテラシーの向上を図ることが重要であることから、毎年400名以上の職員が総務省情報システム統一研修を積極的に受講するよう、受講促進に取り組むとともに、受講状況を省内で展開することなどにより、職員の受講意識の醸成に取り組む。

さらに、幹部職員への情報セキュリティに関する意識と対応能力の向上を目的とした研修等を実施するとともに、係長研修、補佐研修、管理職研修等の役職段階別研修においても情報セキュリティ対策等に関する講義等を行うことにより、役職に見合ったリテラシー向上を図る。

### (1) 情報セキュリティに関する研修

#### ア 情報セキュリティに係る一般教育

- (ア) 研修内容：情報インシデント発生時の対応等の情報セキュリティ対策、情報の取扱い、カウンターインテリジェンス等
  - (イ) 受講対象者：全職員
  - (ウ) 実施時期：年1回(9月)
  - (エ) 実施方法：eラーニング

#### イ 標的型メール訓練

- (ア) 研修内容：標的型メール攻撃への対応
  - (イ) 受講対象者：全職員
  - (ウ) 実施時期：毎年3回程度(不定期に実施)
  - (エ) 実施方法：標的型メールの配信

#### ウ 新規採用者研修

- (ア) 研修内容：情報インシデント発生時の対応等の情報セキュリティ対策、情報の取扱い、カウンターインテリジェンス等
  - (イ) 受講対象者：新規採用者
  - (ウ) 受講予定者数：200名以上
  - (エ) 実施時期：毎年4月
  - (オ) 実施方法：統括部署による講義形式

#### エ 幹部職員向け情報セキュリティ研修

- (ア) 研修内容：最近の情報セキュリティインシデント、カウンターインテリジェンスに係る動向及び情報セキュリティインシデント発生時における、組織経営層としての留意事項、心構え等
- (イ) 受講対象者：指定職（地方支分部局・施設等機関の長等を除く。）及び官房各課長
- (ウ) 実施時期：毎年２回程度
- (エ) 実施方法：専門的知識を有する者による講義形式

## (2) 情報システムに関する研修

### ○ IT調達事務に係る研修

- (ア) 研修内容：IT調達に係る要件設定、仕様書の作成等について
- (イ) 受講対象者：IT調達事務を担当する者
- (ウ) 受講予定者数：40名以上（延べ人数）
- (エ) 実施時期：毎年４月、10月
- (オ) 実施方法：専門的知識を有する者による講義形式

## はじめに

経済産業省は、情報処理の促進を任務のひとつとしており、自身の電子化にも積極的に取り組んできた歴史を持つ。現在も、基盤情報システムなど経済産業行政の円滑な遂行に不可欠な複数のシステムを運用するとともに、電力・ガスなど社会生活の基盤たる重要インフラの情報セキュリティ対策を始めとするIT政策を遂行している。

これらの取組を円滑に進める上で最も重要なのは、能力と経験を有する人的資源である。このような認識の下、経済産業省では、新規採用等を通じて、省内システムの統括部門、各運用部門、情報政策部門などに一定規模のセキュリティ・IT人材を確保するとともに、本人の希望と能力を踏まえた任用、OJT や省内研修を通じた継続的な人材育成に努めてきた。

他方、近年、サイバー空間が国民生活の一部となるにつれ、行政の円滑な遂行の観点からも、効率的、効果的なシステムの導入、安定運用が一層重要となっている。また、サイバー攻撃が年々激化、巧妙化する中、国民生活に影響を及ぼさぬよう、経済産業省自身や重要インフラ等において常に万全の対策を講じていくことが求められている。

このような課題に対応するため、現在のセキュリティ・IT人材の確保、育成を従来以上に充実させていく必要があり、また、政府全体として「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を策定したことも踏まえ、経済産業省における「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定することとした。本計画は、経済産業省自身が運営するシステムの安定運用・セキュリティ対策、電力・ガス等の重要インフラを始めとする民間のセキュリティ対策の推進等に関し、これを担う人員の確保、育成を一層強化することを目的とする。

本計画に基づき、後述のとおり、必要な組織体制の強化、採用活動の充実、政府内研修への積極参加などの対策を講じていく。計画期間は、先行的に一部の組織体制を強化した平成28年度から、令和元年度までとする。この4年間の全体方針を示すとともに、特に、直近の令和元年度については具体的な対応策を定める。将来的には、計画の実施状況、サイバー空間を取り巻く状況変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直していく。

## 1. 体制の整備と人材の拡充

経済産業省では、昨今の政府関係機関へのサイバー攻撃の増加・高度化に対応するため、セキュリティ対策に係る体制強化を重視し、必要な機構・定員要求を段階的に進めていく。

また、セキュリティ分野に留まらず、広くセキュリティ・ITの専門人材の拡充、能力向上を図る。具体的には、情報分野に関心のある学生向けの採用活動を強化し、入省後は本人の希望や適正を考慮し、省内の専門人材ポストへの配置を行う。総務省のIT統一研修への積

極的な参加、外部機関への出向機会等も活用し、将来的にセキュリティ・IT分野の中枢を担う専門職員の育成を図っていく。

## 2. 有為な人材の確保

経済産業省は情報処理の促進に関する事務を所掌しており、これまでもITに関する知見を有する人材を採用してきたが、昨今のIT人材の必要性の高まりに鑑み、新卒、中途ともにその採用活動を強化していく。具体的には、情報政策に関する説明会や、情報政策に携わる職員による座談会等を開催し、ITに知見・関心を有する者を確保していくとともに、必要に応じて、毎年数名程度は、将来の情報システム及びサイバーセキュリティ分野における橋渡し人材の候補者として育成していくことを念頭に、一般職、総合職の採用を行っていく。確保した人材については、橋渡し人材候補としての活用を念頭に置きつつ、OJT、出向、研修等を通じて、その能力の向上を図っていく。

## 3. セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

経済産業省では、一定規模のセキュリティ・IT人材に係るポストが存在しているが、それぞれのポストに応じ、セキュリティ対策、プロジェクト管理、システム運用・保守など担当業務は様々であり、当該業務に対応できる能力を身につける必要がある。また、キャリアパスの中でこれらの様々な能力を身につけた職員が「橋渡し人材」となり、高い職責で現場を指揮・指導していくこととなる。

このような問題意識の下、セキュリティ・IT人材に係るポストの職員に対し、内閣官房及び総務省において用意する「橋渡し人材」の候補者向け研修において、そのポストに対応するコースを受講させていく。更に、研修によって得られた成果を業務に生かすべく、任用の際の参考にしていく。

出向等については、これまでも外部機関への出向を多数行っており、今後も継続を見込むとともに、必要に応じて出向先や人数規模に関して見直しを行う。

## 4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

セキュリティ・IT人材に必要な能力は、本人の素質・適正と、経験に裏打ちされた知識の双方が必要である。従って、どのようなキャリアパスを通っていくかというのは重要であり、組織として計画的に育てていくことが必要である。

このため、採用後の係員・係長レベルの若手世代については、幅広い職員に関係部局の経験の機会を与えることが重要と考えている。その中で、本人の適正、希望を見極め、セキュリティ・IT人材の候補と期待される職員には、課長補佐レベルとして一定の責任を持った仕事を経験させる。更に、その中でも優れた能力を発揮する人材については、管理職として現場を指揮・指導していく。

このような考え方をイメージしたキャリアパス例を以下に示す。

◆採用・係員（採用年から5年目頃）

- ・研修：情報システム新任者、情報システム入門 等
- ・所属部署：システム統括部門 等
- ・出向等：内閣官房サイバーセキュリティセンター 等

◆係長クラス（10年目頃）

- ・研修：情報セキュリティ基礎、プロジェクト管理基礎 等
- ・所属部署：情報セキュリティ政策の企画・立案部門 等
- ・出向等：留学 等

◆課長補佐クラス（20年目頃）

- ・研修：情報セキュリティ（技術）、システム運用・保守 等
- ・所属部署：システム運用部門 等
- ・出向等：内閣官房 IT 戦略室 等

◆管理職（25～30年目頃）

- ・研修：情報セキュリティ（管理）、IT 調達と発注管理 等
- ・所属部署：システム統括部門
- ・出向等：内閣官房サイバーセキュリティセンター 等

## 5. 一般職員の情報リテラシー向上

経済産業省では、情報システム及びセキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため、次の研修を実施することとしている。

- ① 全職員向け e-learning 研修
- ② 階層別座学研修
- ③ 不審メール訓練

# 国土交通省セキュリティ・IT人材確保・育成計画 【概要版】

平成 28 年 8 月 31 日  
平成 29 年 8 月 31 日一部改定  
平成 30 年 8 月 31 日一部改定  
令和元年 8 月 30 日一部改定  
令和 2 年 9 月 30 日一部改定  
国土交通省 CIO/CISO 決定

## はじめに

国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を任務として幅広い政策分野を担当しており、これらの業務を遂行するために、多数の情報システムを保有・運用している。これらの情報システムは、所管部局が多数にわたるとともに、機密性の高い情報や、完全性、可用性を求められる情報を扱うものが多数あるという特性がある。

また、独立行政法人（15 法人）や、重要インフラ分野（航空・空港・鉄道・物流）を所管しており、これら法人等に係るサイバーセキュリティ対策を促進する必要がある。

このため、国土交通省は、IT ガバナンスの強化や、セキュリティ・IT 人材の確保・育成に努めるとともに、独立行政法人や所管事業者等に対し、サイバーセキュリティ体制の整備等を働きかけてきている。

一方、近年のサイバー攻撃の特徴として、産業システムや特定組織を狙った標的型攻撃が増加しているほか、実在の人物や正規のメールアドレスを装ってウィルス感染を促す EMOTET（エモテット）など攻撃の巧妙化が進んでいる。また、製品に対する不正プログラムの埋め込みやハードウェアの不正改造など、情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスクも問題化している。

さらに、最近は働き方改革や新型コロナウイルス感染症予防対策に伴い、日本の社会全体でテレワークや WEB 会議、クラウドサービス等の ICT 活用が急拡大している。また、ICT 活用を通じてビジネスモデルや組織を変革する取組みである「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の進展も予想される。

こうしたことを背景として、国土交通省自身や独立行政法人のシステムを所管する部局のみならず、委託先や組織外ネットワークのエンドユーザに至るまで、サイバーセキュリティの確保や情報システムの適切な運用管理が一層重要となってきた。加えて、来年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模イベントも攻撃者の標的になりやすいところである。

今後、機密性の高い行政分野や重要インフラ分野をはじめとして、一層の防衛対策を呼び掛ける必要がある。

このような状況の下、セキュリティ・IT 人材の確保・育成を一層強化するため、令和元年度までを計画期間とする「国土交通省セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を策定したところであるが、本計画を着実に実施するとともに、セキュリティ・IT 人材の確保・育成状況を踏まえ、本計画の見直しを柔軟に行うものである。

## 1. 体制の整備と人材の拡充

国土交通省では、これまで、セキュリティ・IT に係る統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局等の体制の強化を図ってきたが、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化・増加に対応し、一層の体制整備を図るため、必要な機構・定員要求等を行う。

また、橋渡し人材の確保・育成のため、計画的にスキル認定を行うとともに、対象となる職員に対して俸給の調整額を要求する。

さらに、人材の拡充を図るため、本計画の期間において、新卒等の採用、研修の受講促進等による教育、専門家を活用した人材の育成を行う。

## 2. 有為な人材の確保

本省においては、毎年度、1名程度新卒採用を行い、橋渡し人材候補として育成していくことを検討する。採用に当たっては、採用時の面接等でセキュリティ・IT に関する素養及び関係業務に対する意向を確認することとする。また、新卒採用により確保した人材については、OJT、研修等を通じてセキュリティ・IT に関する専門的な能力等の育成、適性の有無の判断等を行うこととする。

また、橋渡し人材については、新卒採用者からの育成を基本とするが、中途採用により確保した人材については、OJT、研修等を通じてセキュリティ・IT に関する専門的な能力の育成に加え、出向等を通じた育成も行うこととする。なお、新たにセキュリティ・IT に関する業務の担当となった者についても、執行、総務省等の研修の受講等を通じて能力の向上を図り、将来の橋渡し人材として確保する。

なお、セキュリティ・IT に関する橋渡し人材の育成と一般職員のリテラシー向上の双方を実現する取組として、橋渡し人材候補についての部局横断的な配置とキャリアパスについての検討を行う。

## 3. セキュリティ・IT 人材育成支援プログラム

セキュリティ・IT に係る統括部局及び社会的な影響の大きいシステムを所管する部局等の職員においては、ポストに応じたサイバーセキュリティ対策、ネットワーク・情報処理等

の情報システムの要件定義・開発・構築、プロジェクト・マネジメント、情報システム運用・保守、情報システム監査等の能力を身につけることが必要である。一方、幹部職員を含めた全職員においては、普段からの意識向上を図ることが重要であるため、重点的に以下の取組を行うこととする。

- セキュリティ・ITに係る統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局に従事する者には、情報セキュリティに関するeラーニングの受講等をさせる。特にセキュリティ・ITに係る統括部局に従事する者には、総務省統一研修（プロジェクト管理）を受講させるとともに、実業務でのOJTを通じて必要なスキルを習得させる。
- システム所管部局等に従事する者には、セキュリティ・ITに関する研修として、総務省が実施する「情報システム統一研修」を毎年650名以上を目処に受講させる。  
また、出向等については、NISCには毎年6名程度、個人情報保護委員会には毎年3名程度を派遣することを目処に関係機関との調整等を行う。
- 幹部職員を含めた全職員には、情報セキュリティ対策の自己点検を実施するとともに、情報セキュリティインシデントの情報を定期的に周知すること等により、意識啓発を図る。

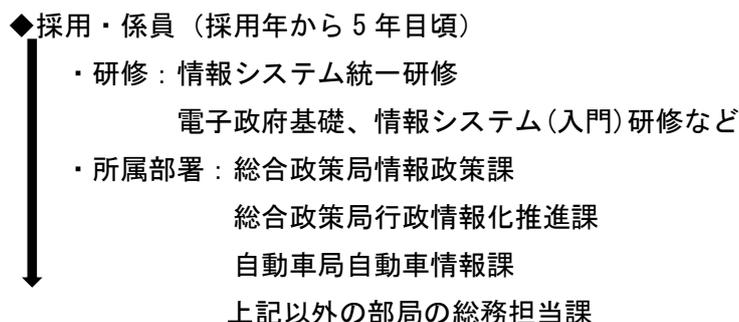
## 4. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

### (1) 全体的なキャリアパス像

サイバーセキュリティ対策の指揮監督、情報システムの適切な運用管理をする体制の整備には、必要な知識、経験を有する職員を確保・育成していくことが必要である。

こうしたサイバーセキュリティ対策や情報システムの運用管理に関する経験や知識・能力の習得の観点から、国土交通省採用後に想定されるキャリアパスの例は、以下のとおりである。

なお、航空局及び気象庁は、業務や情報システムに特殊性・専門性を有しており、情報システムの企画・開発に関する技術面・運用面の知識、スキルの継続的な蓄積を図り、継続的な従事を可能とすることが必要であるため、情報システム関係の専門的知識を持つとともに、現場の運用業務を理解している職員を個別に確保・育成する。



◆係長クラス（10年目頃）

- ・研修：情報システム統一研修  
情報セキュリティ技術(仮称)、IT調達と発注管理研修など
- ・所属部署：総合政策局情報政策課  
総合政策局行政情報化推進課  
不動産・建設経済局情報活用推進課  
不動産・建設経済局不動産市場整備課  
自動車局自動車情報課  
上記以外の部局の総務担当課 等

◆課長補佐クラス（20年目頃）

- ・研修：情報システム統一研修
- ・所属部署：総合政策局情報政策課  
総合政策局行政情報化推進課  
不動産・建設経済局情報活用推進課  
不動産・建設経済局不動産市場整備課  
自動車局自動車情報課  
上記以外の部局の総務担当課 等
- ・出向等： NISC

◆管理職（30年目頃）

- ・研修：情報システム統一研修
- ・所属部署：総合政策局情報政策課  
総合政策局行政情報化推進課  
不動産・建設経済局情報活用推進課  
不動産・建設経済局不動産市場整備課 等

◆サイバーセキュリティ・情報化審議官等

- ・研修：情報システム統一研修

## (2) キャリアパスに含めることが想定される部署

情報セキュリティ対策や情報システム・業務改革等に関係する部署として職員の配属が想定される部署・役職は以下のとおりである。

- ① セキュリティについて経験することが想定される課室と役職
  - i) 総合政策局情報政策課
  - ii) 総合政策局行政情報化推進課
  - iii) 不動産・建設経済局情報活用推進課
  - iv) 不動産・建設経済局不動産市場整備課

- v) 自動車局自動車情報課
- vi) 航空局交通管制企画課管制情報処理システム室
- vii) 気象庁総務部企画課
- viii) 上記以外の部局の総務担当課

② 情報システム・業務改革について経験することが想定される課室と役職

- i) 総合政策局情報政策課
- ii) 総合政策局行政情報化推進課
- iii) 不動産・建設経済局情報活用推進課
- iv) 不動産・建設経済局不動産市場整備課
- v) 自動車局自動車情報課
- vi) 航空局交通管制企画課管制情報処理システム室
- vii) 気象庁総務部企画課
- viii) 気象庁予報部業務課
- ix) 上記以外の部局の総務担当課

③ 事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室と役職

- i) 気象庁総務部企画課
- ii) 海上保安庁総務部情報通信課

## 5. 一般職員の情報リテラシー向上

情報システム及びセキュリティに関する一般行政職員のリテラシー向上のため、以下の研修を実施する。

○新規採用職員向け研修（航空保安大学校学生向け研修を含む）

- ・研修内容：情報セキュリティ研修
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：毎年 550 名程度
- ・実施時期：4 月、7 月、1 月
- ・実施方法：講義方式

○役職段階別省内研修

i) 係長研修

- ・研修内容：情報セキュリティ研修
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：毎年 190 名程度
- ・実施時期：4 月、6 月、11 月、2 月

- ・実施方法：講義方式

ii) 課長補佐研修

- ・研修内容：情報セキュリティ研修
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：毎年 260 名程度
- ・実施時期：6 月、7 月、10 月、11 月
- ・実施方法：講義方式

iii) 課長級研修

- ・研修内容：情報セキュリティ研修
- ・受講対象者：全職員
- ・受講予定者数：毎年 20 名程度
- ・実施時期：10 月、2 月
- ・実施方法：講義方式

# 環境省セキュリティ・IT人材確保・育成計画 (概要版)

令和2年10月15日

## はじめに

### (1) 経緯

近年、政府機関を標的とするサイバー攻撃が増加している状況において、環境省も例外ではなくサイバー攻撃が増加しており、平成27年度にはサイバー攻撃によりパソコンがマルウェアに感染するなどの事態が発生した。

このように、環境省における現在のセキュリティ・ITに係る体制・対策はまだまだ脆弱な面がある。よって、サイバー攻撃が増加し、脅威が顕在化してきている現況においては、頻繁に職員が入れ替わる組織特性（他府省との人事交流、自治体との人事交流、民間との官民交流等）も踏まえつつ、セキュリティ・ITに係る統括部局の集中的且つ安定的な強化・整備及び有効であり且つ実効性のある取組が必要となっている。

### (2) 目的

本計画は、環境省で所管する情報システムが環境情報の収集・分析・整理・提供の基盤、原子力規制・防災情報の収集・分析・整理・提供の基盤、更には政策の企画・立案法令案その他公文書類の作成などの行政事務の遂行として重要であることを踏まえ、平成28年度から令和2度の5年間を対象に、情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策の指揮監督をする組織として、サイバーセキュリティ・情報化審議官の統括の下、省内における横断的なセキュリティ・ITに係る対策等を強力に推進する体制を整備し、その体制を担う人材として、サイバーセキュリティ及びITに関する一定の専門性を有する人材の育成・確保を図ることを目的に、以下のとおり「環境省におけるセキュリティ・IT人材確保・育成計画」として策定したものである。

環境省では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、セキュリティ・IT人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていくこととする。

## 1. 体制の整備と人材の拡充

環境省（原子力規制委員会を除く）では、これまで主として官民交流等によりサイバーセキュリティ及びITに関する専門性を有する人材を確保しているのが現状であったが、

平成 28 年度に情報システムの適切な運用管理とサイバーセキュリティ対策及びこれらと一体となった業務改革等について、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）と情報統括責任者（C I O）を補佐し、省内の指揮監督できる強力な体制を構築するために、サイバーセキュリティ・情報化審議官を設置したこと、また、利用者の視点に立って行政のデジタル化を推進する政府の方針「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 18 日 e ガバメント閣僚会議決定）に基づき「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」が策定されたことを踏まえ、セキュリティ・I Tに係る統括部局の体制の強化・整備を図るため、情報システム改革、I C Tに係る業務改革（ワークスタイル変革）の推進及びサイバーセキュリティ対策の推進を重視し、必要な機構・定員要求を行う。

## 2. セキュリティ・IT 人材育成支援プログラム

セキュリティ・I Tに係る統括部局と情報システムを整備・管理する部局では、そのポストに応じ、情報システムの開発、運用及びセキュリティ対策等に関して実践すべき業務内容・範囲は様々であり、当該業務に対応できる能力を身につける必要がある。また、キャリアパスの中でこれらの様々な能力を身につけた職員が「橋渡し人材」となり、高い職責で現場を指揮・指導していくこととなる。

このことから、環境省では、以下の点を重点的に取り組むことにする。

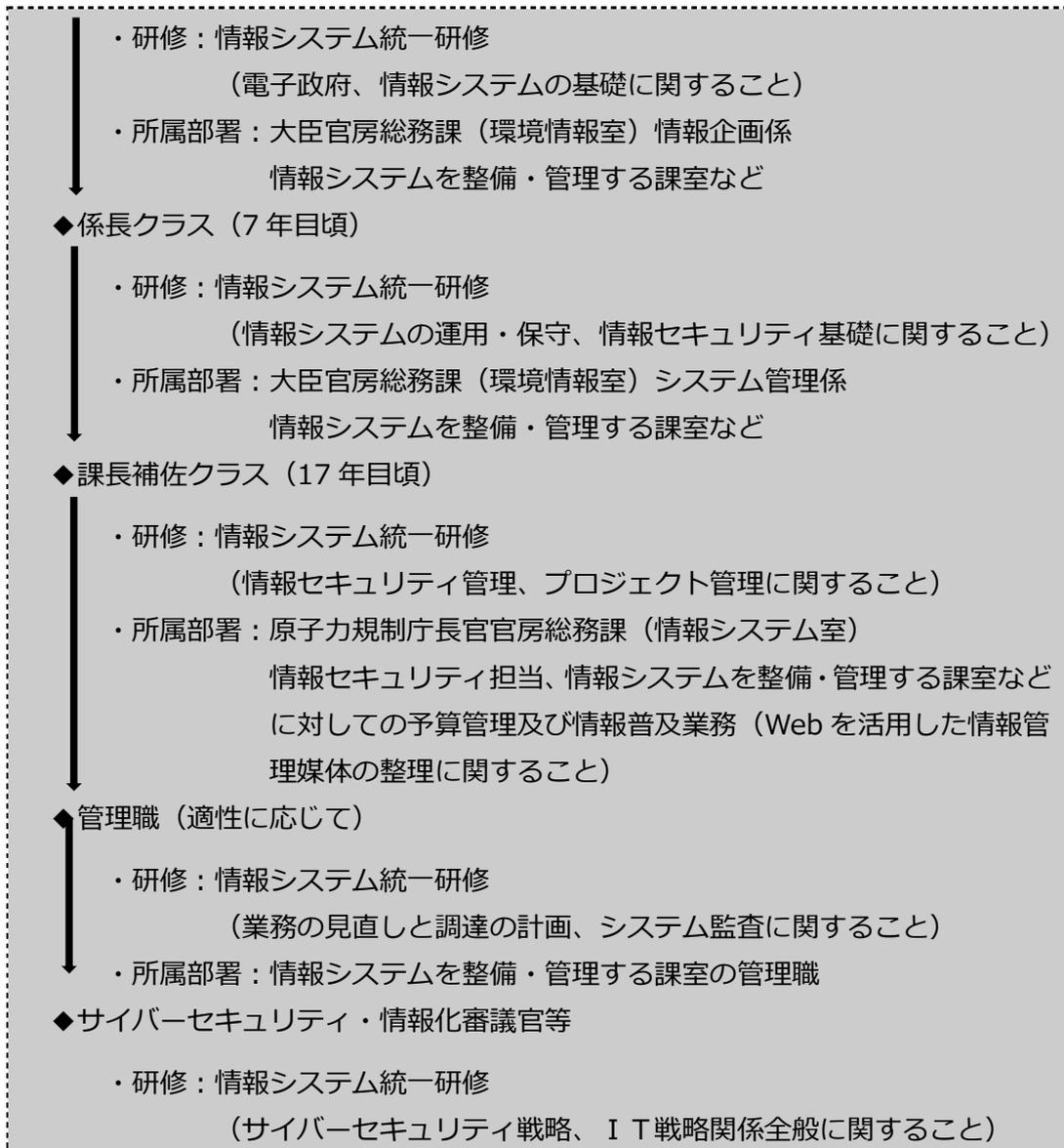
- ▶ セキュリティ・I Tに係る統括部局に従事する者には、情報システムの整備・管理における I Tマネジメント及び情報セキュリティマネジメントに関する研修を受講させ、ここで得た知識をベースに、実業務での O J Tにより必要スキルを習得させる。
- ▶ 情報システムを整備・管理する部局に従事する者には、情報システムの設計・開発・運用・保守（改修等）におけるプロジェクト管理及び情報セキュリティ対策に関する研修を受講させ、ここで得た知識をベースに、実業務での O J Tにより必要スキルを習得させる。

また、出向等については、出向先における定員確保を前提に、サイバーセキュリティに係る専門性を有する者の育成については N I S C に、情報システムの整備・管理に係る専門性を有する者の育成については I T 室又は総務省行政管理局に、それぞれ本計画期間内に数名程度を派遣する。

## 3. 人事ルート例（キャリアパスのイメージ）

(1) 全体的なキャリアパス像

◆採用・係員（採用年から 7 年目頃）



## (2) キャリアパスに含めることが想定される部署

環境省において、情報システムやサイバーセキュリティ対策に係る部署として職員の配属が想定される部署は次の通りである。

- ① セキュリティについて経験することが想定される部署
  - i) 大臣官房総務課（環境情報室）
  - ii) 原子力規制庁長官官房総務課（情報システム室）
  - iii) 情報システムを整備・管理する課室
- ② 情報システム・業務改革及び情報普及管理業務について経験することが想定される課室と役職
  - i) 大臣官房秘書課
  - ii) 大臣官房総務課（環境情報室）

- iii) 原子力規制庁長官官房総務課（情報システム室）
- iv) 環境省が所管する各事務所及び研究所
- ③ 事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される部署
  - i) 原子力規制庁
    - 長官官房
    - 長官官房緊急事案対策室
    - 長官官房放射線防護グループ
    - 原子力規制部

#### **4. 一般職員の情報リテラシー向上**

環境省では、情報セキュリティ及びシステム利用に関する一般行政職員のリテラシー向上のため、次の研修等を実施することとしている。

- 全職員向け研修
  - ・研修内容 : 情報セキュリティについて
  - ・受講対象者 : 全職員
- 新規採用（中途採用）職員及び環境省以外からの出向者向け研修
  - ・研修内容 : 情報セキュリティ等について
  - ・受講対象者 : 毎年の新規採用（中途採用）職員及び環境省以外からの出向者
- 全職員向け訓練
  - ・訓練内容 : 標的型メール攻撃を模した訓練
  - ・訓練対象者 : 全職員

## 防衛省セキュリティ・IT人材確保・育成計画（概要）

### 1 策定の趣旨

平成28年度から令和2年度までの5年間を対象とし、「防衛省セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を定める。

### 2 体制の整備

サイバーセキュリティ対策及び情報システムの適切な管理等を推進するため、防衛省においてサイバーセキュリティ・ITを所管する整備計画局情報通信課の体制を整備・強化する。

### 3 「橋渡し人材」の確保・育成

#### (1) 防衛省における「橋渡し人材」

情報保証制度の制定等、システム利用者とシステム管理者あるいは設計者等との間に立ち、セキュリティレベルの確保やシステム運用の利便性・柔軟性の向上を実現する役割を担う人材を「橋渡し人材」とする。

#### (2) 「橋渡し人材」に対する適切な処遇の確保

セキュリティ・ITに係る業務の専門性・特殊性等を踏まえ、手当等を新たに支給することによる一定の給与上の評価を行うこととされたことに鑑み、防衛省において当該業務に従事する「橋渡し人材」に対して適切な処遇を確保するべく取り組む。

#### (3) 「橋渡し人材」のスキル認定

橋渡し人材として必要となるセキュリティ・ITに係る知識及び一定の職務経験を有する者に対して認定を行う。

#### (4) キャリアパス

整備計画局情報通信課を始め省内各機関のセキュリティ・IT関連部署での勤務において、専門的な知識等を養わせ、内閣官房や総務省が用意する研修や国内外の大学院への留学等も活用することにより、より高度な専門性の習得を図る。

### 4 セキュリティ・IT人材育成支援プログラム

橋渡し人材の育成に資するよう、総務省の情報システム統一研修等の受講や、内閣官房（NISC）において、情報セキュリティの維持・管理に関する業務を経験させるため、人事部局とも連携し、必要な人員を出向させる。

## **5 職員のリテラシー向上**

職員を対象とした標的型メール訓練やIT及びセキュリティに関する教育を実施し、防衛省における情報リテラシーの一層の向上を図る。

以 上